

## 衆議院小選挙区別 第50回総選挙当日有権者数

(令和6年10月27日現在)

選挙区	第50回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
北海道 1区	454,514	2,032
北海道 2区	459,285	2,053
北海道 3区	460,689	2,059
北海道 4区	401,624	1,795
北海道 5区	430,271	1,923
北海道 6区	399,833	1,787
北海道 7区	241,034	1,077
北海道 8区	343,912	1,537
北海道 9区	366,304	1,637
北海道 10区	267,330	1,195
北海道 11区	275,871	1,233
北海道 12区	271,908	1,215
北海道計	4,372,575	
青森 1区	327,885	1,466
青森 2区	375,700	1,679
青森 3区	332,270	1,485
青森計	1,035,855	
岩手 1区	287,457	1,285
岩手 2区	349,223	1,561
岩手 3区	364,074	1,627
岩手計	1,000,754	
宮城 1区	447,080	1,998
宮城 2区	453,658	2,028
宮城 3区	277,931	1,242
宮城 4区	381,842	1,707
宮城 5区	337,529	1,509
宮城計	1,898,040	
秋田 1区	255,023	1,140
秋田 2区	244,066	1,091
秋田 3区	304,066	1,359
秋田計	803,155	
山形 1区	295,741	1,322
山形 2区	300,919	1,345
山形 3区	274,598	1,227
山形計	871,258	
福島 1区	379,598	1,697
福島 2区	422,714	1,890
福島 3区	323,682	1,447
福島 4区	396,483	1,772
福島計	1,522,477	
茨城 1区	418,446	1,870
茨城 2区	297,830	1,331
茨城 3区	386,256	1,727
茨城 4区	263,539	1,178
茨城 5区	232,960	1,041
茨城 6区	453,939	2,029
茨城 7区	322,657	1,442
茨城計	2,375,627	
栃木 1区	416,436	1,861
栃木 2区	250,722	1,121
栃木 3区	235,288	1,052
栃木 4区	353,065	1,578
栃木 5区	341,785	1,528
栃木計	1,597,296	
群馬 1区	338,200	1,512
群馬 2区	325,560	1,455
群馬 3区	315,614	1,411
群馬 4区	291,220	1,302
群馬 5区	310,143	1,386
群馬計	1,580,737	

選挙区	第50回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
埼玉 1区	385,255	1,722
埼玉 2区	388,634	1,737
埼玉 3区	380,188	1,699
埼玉 4区	389,142	1,739
埼玉 5区	395,908	1,770
埼玉 6区	412,325	1,843
埼玉 7区	387,394	1,732
埼玉 8区	416,225	1,861
埼玉 9区	399,739	1,787
埼玉 10区	325,087	1,453
埼玉 11区	334,536	1,495
埼玉 12区	367,386	1,642
埼玉 13区	369,371	1,651
埼玉 14区	400,192	1,789
埼玉 15区	411,175	1,838
埼玉 16区	373,279	1,669
埼玉計	6,135,836	
千葉 1区	437,422	1,955
千葉 2区	317,606	1,420
千葉 3区	332,979	1,488
千葉 4区	406,084	1,815
千葉 5区	414,963	1,855
千葉 6区	414,163	1,851
千葉 7区	296,878	1,327
千葉 8区	360,412	1,611
千葉 9区	401,047	1,793
千葉 10区	321,502	1,437
千葉 11区	348,408	1,557
千葉 12区	373,552	1,670
千葉 13区	417,408	1,866
千葉 14区	412,495	1,844
千葉計	5,254,919	
東京 1区	329,471	1,473
東京 2区	322,489	1,442
東京 3区	362,508	1,620
東京 4区	427,608	1,911
東京 5区	374,504	1,674
東京 6区	399,276	1,785
東京 7区	401,588	1,795
東京 8区	389,683	1,742
東京 9区	307,404	1,374
東京 10区	417,850	1,868
東京 11区	388,893	1,738
東京 12区	378,204	1,691
東京 13区	388,211	1,735
東京 14区	405,405	1,812
東京 15区	431,226	1,928
東京 16区	390,804	1,747
東京 17区	383,332	1,713
東京 18区	399,175	1,784
東京 19区	333,279	1,490
東京 20区	417,159	1,865
東京 21区	405,235	1,811
東京 22区	428,356	1,915
東京 23区	361,197	1,615
東京 24区	379,672	1,697
東京 25区	410,366	1,834
東京 26区	430,326	1,924
東京 27区	381,714	1,706
東京 28区	313,446	1,401

選挙区	第50回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
東京 29区	355,382	1,589
東京 30区	419,060	1,873
東京計	11,532,823	
神奈川 1区	424,450	1,897
神奈川 2区	435,540	1,947
神奈川 3区	445,947	1,993
神奈川 4区	330,467	1,477
神奈川 5区	362,692	1,621
神奈川 6区	377,258	1,686
神奈川 7区	298,795	1,336
神奈川 8区	408,462	1,826
神奈川 9区	334,691	1,496
神奈川 10区	330,442	1,477
神奈川 11区	363,157	1,623
神奈川 12区	411,161	1,838
神奈川 13区	373,137	1,668
神奈川 14区	402,213	1,798
神奈川 15区	452,765	2,024
神奈川 16区	385,502	1,723
神奈川 17区	443,138	1,981
神奈川 18区	413,241	1,847
神奈川 19区	368,832	1,649
神奈川 20区	345,059	1,542
神奈川計	7,706,949	
新潟 1区	359,225	1,606
新潟 2区	393,272	1,758
新潟 3区	370,462	1,656
新潟 4区	352,778	1,577
新潟 5区	341,514	1,527
新潟計	1,817,251	
富山 1区	263,989	1,180
富山 2区	239,669	1,071
富山 3区	352,830	1,577
富山計	856,488	
石川 1区	371,950	1,663
石川 2区	321,957	1,439
石川 3区	230,800	1,032
石川計	924,707	
福井 1区	365,646	1,634
福井 2区	255,333	1,141
福井計	620,979	
山梨 1区	419,090	1,873
山梨 2区	254,518	1,138
山梨計	673,608	
長野 1区	416,726	1,863
長野 2区	376,072	1,681
長野 3区	392,987	1,757
長野 4区	235,193	1,051
長野 5区	272,652	1,219
長野計	1,693,630	
岐阜 1区	331,965	1,484
岐阜 2区	291,915	1,305
岐阜 3区	406,711	1,818
岐阜 4区	320,078	1,431
岐阜 5区	263,919	1,180
岐阜計	1,614,588	

選挙区	第50回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
静岡 1区	380,890	1.703
静岡 2区	371,333	1.660
静岡 3区	370,185	1.655
静岡 4区	311,606	1.393
静岡 5区	436,905	1.953
静岡 6区	422,874	1.890
静岡 7区	311,511	1.392
静岡 8区	379,000	1.694
静岡計	2,984,304	
愛知 1区	409,375	1.830
愛知 2区	403,794	1.805
愛知 3区	417,042	1.864
愛知 4区	367,462	1.643
愛知 5区	348,602	1.558
愛知 6区	355,077	1.587
愛知 7区	353,528	1.580
愛知 8区	432,228	1.932
愛知 9区	377,902	1.689
愛知 10区	350,570	1.567
愛知 11区	382,181	1.708
愛知 12区	442,431	1.978
愛知 13区	422,024	1.886
愛知 14区	289,546	1.294
愛知 15区	341,614	1.527
愛知 16区	389,051	1.739
愛知計	6,082,427	
三重 1区	350,733	1.568
三重 2区	399,223	1.785
三重 3区	409,266	1.829
三重 4区	283,235	1.266
三重計	1,442,457	
滋賀 1区	323,530	1.446
滋賀 2区	430,949	1.926
滋賀 3区	392,773	1.756
滋賀計	1,147,252	
京都 1区	387,109	1.730
京都 2区	257,842	1.153
京都 3区	349,318	1.561
京都 4区	388,320	1.736
京都 5区	228,513	1.021
京都 6区	454,843	2.033
京都計	2,065,945	
大阪 1区	443,532	1.983
大阪 2区	441,108	1.972
大阪 3区	358,774	1.604
大阪 4区	414,741	1.854
大阪 5区	431,697	1.930
大阪 6区	385,768	1.724
大阪 7区	387,496	1.732
大阪 8区	420,222	1.878
大阪 9区	371,440	1.660
大阪 10区	317,471	1.419
大阪 11区	394,545	1.764
大阪 12区	333,204	1.489
大阪 13区	395,868	1.770
大阪 14区	413,837	1.850
大阪 15区	380,258	1.700
大阪 16区	324,209	1.449
大阪 17区	322,755	1.443
大阪 18区	427,656	1.912

選挙区	第50回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
大阪 19区	298,664	1.335
大阪計	7,263,245	
兵庫 1区	391,056	1.748
兵庫 2区	379,096	1.695
兵庫 3区	306,908	1.372
兵庫 4区	410,442	1.835
兵庫 5区	370,302	1.655
兵庫 6区	443,731	1.983
兵庫 7区	441,949	1.976
兵庫 8区	382,857	1.711
兵庫 9区	360,121	1.610
兵庫 10区	342,585	1.531
兵庫 11区	394,989	1.766
兵庫 12区	273,902	1.224
兵庫計	4,497,938	
奈良 1区	390,044	1.744
奈良 2区	376,843	1.684
奈良 3区	343,656	1.536
奈良計	1,110,543	
和歌山 1区	395,413	1.768
和歌山 2区	378,558	1.692
和歌山計	773,971	
鳥取 1区	223,713	1.000
鳥取 2区	227,871	1.019
鳥取計	451,584	
島根 1区	252,586	1.129
島根 2区	289,113	1.292
島根計	541,699	
岡山 1区	324,537	1.451
岡山 2区	410,513	1.835
岡山 3区	396,928	1.774
岡山 4区	401,198	1.793
岡山計	1,533,176	
広島 1区	407,675	1.822
広島 2区	386,897	1.729
広島 3区	417,051	1.864
広島 4区	388,800	1.738
広島 5区	298,078	1.332
広島 6区	375,403	1.678
広島計	2,273,904	
山口 1区	384,066	1.717
山口 2区	375,543	1.679
山口 3区	342,813	1.532
山口計	1,102,422	
徳島 1区	350,661	1.567
徳島 2区	250,797	1.121
徳島計	601,458	
香川 1区	309,394	1.383
香川 2区	250,122	1.118
香川 3区	231,916	1.037
香川計	791,432	
愛媛 1区	419,917	1.877
愛媛 2区	382,124	1.708
愛媛 3区	303,278	1.356
愛媛計	1,105,319	
高知 1区	301,199	1.346
高知 2区	274,184	1.226
高知計	575,383	
福岡 1区	440,719	1.970
福岡 2区	458,134	2.048

選挙区	第50回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
福岡 3区	447,948	2.002
福岡 4区	396,139	1.771
福岡 5区	453,985	2.029
福岡 6区	368,279	1.646
福岡 7区	278,164	1.243
福岡 8区	339,293	1.517
福岡 9区	370,265	1.655
福岡 10区	398,870	1.783
福岡 11区	248,071	1.109
福岡計	4,199,867	
佐賀 1区	330,285	1.476
佐賀 2区	329,829	1.474
佐賀計	660,114	
長崎 1区	334,687	1.496
長崎 2区	396,341	1.772
長崎 3区	345,636	1.545
長崎計	1,076,664	
熊本 1区	419,735	1.876
熊本 2区	309,146	1.382
熊本 3区	311,222	1.391
熊本 4区	385,135	1.722
熊本計	1,425,238	
大分 1区	383,997	1.716
大分 2区	253,781	1.134
大分 3区	291,486	1.303
大分計	929,264	
宮崎 1区	349,621	1.563
宮崎 2区	261,788	1.170
宮崎 3区	266,041	1.189
宮崎計	877,450	
鹿児島 1区	353,174	1.579
鹿児島 2区	326,604	1.460
鹿児島 3区	309,147	1.382
鹿児島 4区	314,233	1.405
鹿児島計	1,303,158	
沖縄 1区	263,656	1.179
沖縄 2区	295,606	1.321
沖縄 3区	317,519	1.419
沖縄 4区	298,202	1.333
沖縄計	1,174,983	
合計	103,880,749	

衆議院小選挙区別 第50回総選挙当日有権者数（有権者数順）

（令和6年10月27日現在）

選挙区	第49回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
1 北海道 3区	460,689	2,059
2 北海道 2区	459,285	2,053
3 福岡 2区	458,134	2,048
4 京都 6区	454,843	2,033
5 北海道 1区	454,514	2,032
6 福岡 5区	453,985	2,029
7 茨城 6区	453,939	2,029
8 宮城 2区	453,658	2,028
9 神奈川 15区	452,765	2,024
10 福岡 3区	447,948	2,002
11 宮城 1区	447,080	1,998
12 神奈川 3区	445,947	1,993
13 兵庫 6区	443,731	1,983
14 大阪 1区	443,532	1,983
15 神奈川 17区	443,138	1,981
16 愛知 12区	442,431	1,978
17 兵庫 7区	441,949	1,976
18 大阪 2区	441,108	1,972
19 福岡 1区	440,719	1,970
20 千葉 1区	437,422	1,955
21 静岡 5区	436,905	1,953
22 神奈川 2区	435,540	1,947
23 愛知 8区	432,228	1,932
24 大阪 5区	431,697	1,930
25 東京 15区	431,226	1,928
26 滋賀 2区	430,949	1,926
27 東京 26区	430,326	1,924
28 北海道 5区	430,271	1,923
29 東京 22区	428,356	1,915
30 大阪 18区	427,656	1,912
31 東京 4区	427,608	1,911
32 神奈川 1区	424,450	1,897
33 静岡 6区	422,874	1,890
34 福島 2区	422,714	1,890
35 愛知 13区	422,024	1,886
36 大阪 8区	420,222	1,878
37 愛媛 1区	419,917	1,877
38 熊本 1区	419,735	1,876
39 山梨 1区	419,090	1,873
40 東京 30区	419,060	1,873
41 茨城 1区	418,446	1,870
42 東京 10区	417,850	1,868
43 千葉 13区	417,408	1,866
44 東京 20区	417,159	1,865
45 広島 3区	417,051	1,864
46 愛知 3区	417,042	1,864
47 長野 1区	416,726	1,863
48 栃木 1区	416,436	1,861
49 埼玉 8区	416,225	1,861
50 千葉 5区	414,963	1,855

選挙区	第49回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
51 大阪 4区	414,741	1,854
52 千葉 6区	414,163	1,851
53 大阪 14区	413,837	1,850
54 神奈川 18区	413,241	1,847
55 千葉 14区	412,495	1,844
56 埼玉 6区	412,325	1,843
57 埼玉 15区	411,175	1,838
58 神奈川 12区	411,161	1,838
59 岡山 2区	410,513	1,835
60 兵庫 4区	410,442	1,835
61 東京 25区	410,366	1,834
62 愛知 1区	409,375	1,830
63 三重 3区	409,266	1,829
64 神奈川 8区	408,462	1,826
65 広島 1区	407,675	1,822
66 岐阜 3区	406,711	1,818
67 千葉 4区	406,084	1,815
68 東京 14区	405,405	1,812
69 東京 21区	405,235	1,811
70 愛知 2区	403,794	1,805
71 神奈川 14区	402,213	1,798
72 北海道 4区	401,624	1,795
73 東京 7区	401,588	1,795
74 岡山 4区	401,198	1,793
75 千葉 9区	401,047	1,793
76 埼玉 14区	400,192	1,789
77 北海道 6区	399,833	1,787
78 埼玉 9区	399,739	1,787
79 東京 6区	399,276	1,785
80 三重 2区	399,223	1,785
81 東京 18区	399,175	1,784
82 福岡 10区	398,870	1,783
83 岡山 3区	396,928	1,774
84 福島 4区	396,483	1,772
85 長崎 2区	396,341	1,772
86 福岡 4区	396,139	1,771
87 埼玉 5区	395,908	1,770
88 大阪 13区	395,868	1,770
89 和歌山 1区	395,413	1,768
90 兵庫 11区	394,989	1,766
91 大阪 11区	394,545	1,764
92 新潟 2区	393,272	1,758
93 長野 3区	392,987	1,757
94 滋賀 3区	392,773	1,756
95 兵庫 1区	391,056	1,748
96 東京 16区	390,804	1,747
97 奈良 1区	390,044	1,744
98 東京 8区	389,683	1,742
99 埼玉 4区	389,142	1,739
100 愛知 16区	389,051	1,739

選挙区	第49回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
101 東京 11区	388,893	1,738
102 広島 4区	388,800	1,738
103 埼玉 2区	388,634	1,737
104 京都 4区	388,320	1,736
105 東京 13区	388,211	1,735
106 大阪 7区	387,496	1,732
107 埼玉 7区	387,394	1,732
108 京都 1区	387,109	1,730
109 広島 2区	386,897	1,729
110 茨城 3区	386,256	1,727
111 大阪 6区	385,768	1,724
112 神奈川 16区	385,502	1,723
113 埼玉 1区	385,255	1,722
114 熊本 4区	385,135	1,722
115 山口 1区	384,066	1,717
116 大分 1区	383,997	1,716
117 東京 17区	383,332	1,713
118 兵庫 8区	382,857	1,711
119 愛知 11区	382,181	1,708
120 愛媛 2区	382,124	1,708
121 宮城 4区	381,842	1,707
122 東京 27区	381,714	1,706
123 静岡 1区	380,890	1,703
124 大阪 15区	380,258	1,700
125 埼玉 3区	380,188	1,699
126 東京 24区	379,672	1,697
127 福島 1区	379,598	1,697
128 兵庫 2区	379,096	1,695
129 静岡 8区	379,000	1,694
130 和歌山 2区	378,558	1,692
131 東京 12区	378,204	1,691
132 愛知 9区	377,902	1,689
133 神奈川 6区	377,258	1,686
134 奈良 2区	376,843	1,684
135 長野 2区	376,072	1,681
136 青森 2区	375,700	1,679
137 山口 2区	375,543	1,679
138 広島 6区	375,403	1,678
139 東京 5区	374,504	1,674
140 千葉 12区	373,552	1,670
141 埼玉 16区	373,279	1,669
142 神奈川 13区	373,137	1,668
143 石川 1区	371,950	1,663
144 大阪 9区	371,440	1,660
145 静岡 2区	371,333	1,660
146 新潟 3区	370,462	1,656
147 兵庫 5区	370,302	1,655
148 福岡 9区	370,265	1,655
149 静岡 3区	370,185	1,655
150 埼玉 13区	369,371	1,651

	選挙区	第49回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
151	神奈川19区	368,832	1.649
152	福岡6区	368,279	1.646
153	愛知4区	367,462	1.643
154	埼玉12区	367,386	1.642
155	北海道9区	366,304	1.637
156	福井1区	365,646	1.634
157	岩手3区	364,074	1.627
158	神奈川11区	363,157	1.623
159	神奈川5区	362,692	1.621
160	東京3区	362,508	1.620
161	東京23区	361,197	1.615
162	千葉8区	360,412	1.611
163	兵庫9区	360,121	1.610
164	新潟1区	359,225	1.606
165	大阪3区	358,774	1.604
166	東京29区	355,382	1.589
167	愛知6区	355,077	1.587
168	愛知7区	353,528	1.580
169	鹿児島1区	353,174	1.579
170	栃木4区	353,065	1.578
171	富山3区	352,830	1.577
172	新潟4区	352,778	1.577
173	三重1区	350,733	1.568
174	徳島1区	350,661	1.567
175	愛知10区	350,570	1.567
176	宮崎1区	349,621	1.563
177	京都3区	349,318	1.561
178	岩手2区	349,223	1.561
179	愛知5区	348,602	1.558
180	千葉11区	348,408	1.557
181	長崎3区	345,636	1.545
182	神奈川20区	345,059	1.542
183	北海道8区	343,912	1.537
184	奈良3区	343,656	1.536
185	山口3区	342,813	1.532
186	兵庫10区	342,585	1.531
187	栃木5区	341,785	1.528
188	愛知15区	341,614	1.527
189	新潟5区	341,514	1.527
190	福岡8区	339,293	1.517
191	群馬1区	338,200	1.512
192	宮城5区	337,529	1.509
193	神奈川9区	334,691	1.496
194	長崎1区	334,687	1.496
195	埼玉11区	334,536	1.495
196	東京19区	333,279	1.490
197	大阪12区	333,204	1.489
198	千葉3区	332,979	1.488
199	青森3区	332,270	1.485
200	岐阜1区	331,965	1.484
201			

	選挙区	第49回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
201	神奈川4区	330,467	1.477
202	神奈川10区	330,442	1.477
203	佐賀1区	330,285	1.476
204	佐賀2区	329,829	1.474
205	東京1区	329,471	1.473
206	青森1区	327,885	1.466
207	鹿児島2区	326,604	1.460
208	群馬2区	325,560	1.455
209	埼玉10区	325,087	1.453
210	岡山1区	324,537	1.451
211	大阪16区	324,209	1.449
212	福島3区	323,682	1.447
213	滋賀1区	323,530	1.446
214	大阪17区	322,755	1.443
215	茨城7区	322,657	1.442
216	東京2区	322,489	1.442
217	石川2区	321,957	1.439
218	千葉10区	321,502	1.437
219	岐阜4区	320,078	1.431
220	千葉2区	317,606	1.420
221	沖縄3区	317,519	1.419
222	大阪10区	317,471	1.419
223	群馬3区	315,614	1.411
224	鹿児島4区	314,233	1.405
225	東京28区	313,446	1.401
226	静岡4区	311,606	1.393
227	静岡7区	311,511	1.392
228	熊本3区	311,222	1.391
229	群馬5区	310,143	1.386
230	香川1区	309,394	1.383
231	鹿児島3区	309,147	1.382
232	熊本2区	309,146	1.382
233	東京9区	307,404	1.374
234	兵庫3区	306,908	1.372
235	秋田3区	304,066	1.359
236	愛媛3区	303,278	1.356
237	高知1区	301,199	1.346
238	山形2区	300,919	1.345
239	神奈川7区	298,795	1.336
240	大阪19区	298,664	1.335
241	沖縄4区	298,202	1.333
242	広島5区	298,078	1.332
243	茨城2区	297,830	1.331
244	千葉7区	296,878	1.327
245	山形1区	295,741	1.322
246	沖縄2区	295,606	1.321
247	岐阜2区	291,915	1.305
248	大分3区	291,486	1.303
249	群馬4区	291,220	1.302
250	愛知14区	289,546	1.294
251			

	選挙区	第49回総選挙 当日有権者数	最少選挙区 との較差
251	島根2区	289,113	1.292
252	岩手1区	287,457	1.285
253	三重4区	283,235	1.266
254	福岡7区	278,164	1.243
255	宮城3区	277,931	1.242
256	北海道11区	275,871	1.233
257	山形3区	274,598	1.227
258	高知2区	274,184	1.226
259	兵庫12区	273,902	1.224
260	長野5区	272,652	1.219
261	北海道12区	271,908	1.215
262	北海道10区	267,330	1.195
263	宮崎3区	266,041	1.189
264	富山1区	263,989	1.180
265	岐阜5区	263,919	1.180
266	沖縄1区	263,656	1.179
267	茨城4区	263,539	1.178
268	宮崎2区	261,788	1.170
269	京都2区	257,842	1.153
270	福井2区	255,333	1.141
271	秋田1区	255,023	1.140
272	山梨2区	254,518	1.138
273	大分2区	253,781	1.134
274	島根1区	252,586	1.129
275	徳島2区	250,797	1.121
276	栃木2区	250,722	1.121
277	香川2区	250,122	1.118
278	福岡11区	248,071	1.109
279	秋田2区	244,066	1.091
280	北海道7区	241,034	1.077
281	富山2区	239,669	1.071
282	栃木3区	235,288	1.052
283	長野4区	235,193	1.051
284	茨城5区	232,960	1.041
285	香川3区	231,916	1.037
286	石川3区	230,800	1.032
287	京都5区	228,513	1.021
288	鳥取2区	227,871	1.019
289	鳥取1区	223,713	1.000
	合計	103,880,749	

# 選挙時報

## SENKYO-JIHO

第 72 卷 第 1 号

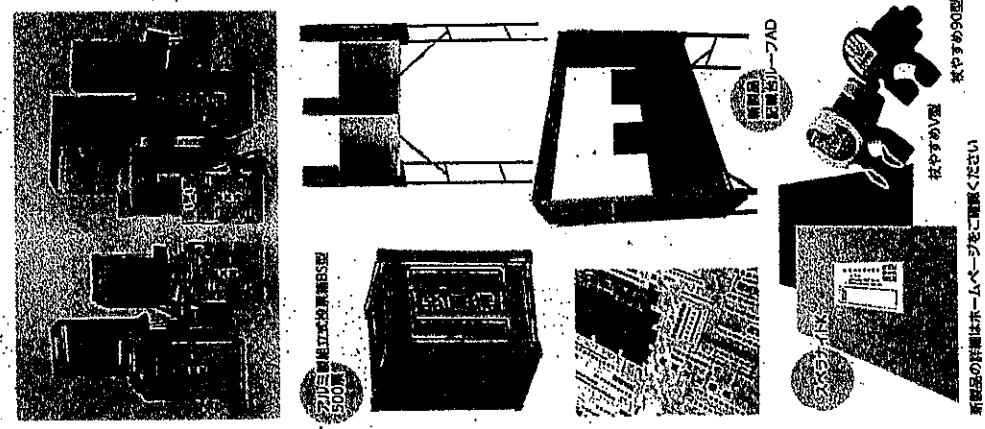
新年のごあいさつ	金子 武文	……(1)
年頭に臨んで	森 源二	……(3)
公職選挙法の一部を改正する法律(区割り改定法)について	藤井 延之	……(7)
公職選挙法施行令の一部を改正する政令等(区割り改定及び期日前投票等に関する宣誓に係る申立ての見直し関係)について	辻下美智子 有須田遥華	……(57)
管理事務を中心とした市区町村選挙実務講座(3)	総務省選挙部管理課	……(61)
—— 資 料 欄 ——		
公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱		……(111)
公職選挙法施行令の一部を改正する政令		……(111)
公職選挙法施行令の一部を改正する政令	新旧村照条文	……(113)
公職選挙法施行規則の一部を改正する省令		……(118)
☆お知らせ		
選挙時報購読についてのご案内		……(120)

全国市区選挙管理委員会連合会編

昭和二十七年七月十五日創刊  
令和五年一月二十五日発行(毎月一回二十五日発行)

選挙時報 第七十二巻 第一号 定価(本体三九〇円 税・送料込)

# 選挙事務のお手伝い



- 選挙用品**  
アルミ製投票箱 投票記載台  
選挙用テーブル 開票台  
投票用紙計数機 ビニールマット  
電池式屋外LED照明灯スタンドセット  
分類固定区分トレー 枚やすめ  
記載台ルーフレッド スペラナイトK他
- 候補者交付物件**  
候補者用表示物 証紙 証票 他
- 地方選挙早わかり**
- 介助用品**  
スロープ 車椅子 他
- 広報関連用品**  
懸垂幕 横断幕 のぼり 表示板  
自動車パネル たすき 胸章 他
- 啓発・ノベルティ**  
うちわ・投票用紙リサイクルうちわ  
ティッシュユ カイロ 他
- 勲章・記念品**
- 感染症対策商**  
プナカレン65(アルコール)  
プナクリン(次亜塩素酸水)

日本選挙センター 検索

株式会社 日本選挙センター

URL : [www.senkyo-center.com](http://www.senkyo-center.com)  
mail : [am-senkyo@senkyo-center.com](mailto:am-senkyo@senkyo-center.com)  
本社 : 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-34 TEL(03)3294-5251  
大阪 : 〒550-0004 大阪府西区新本町2-5-15-901 TEL(06)6446-0151



を行い、正確かつ適正な執行に万全を期していただくようお願いいたします。

社会全体のデジタル変革が加速化することで、選挙分野におけるデジタル化の推進の取組も一層求められています。政府として取り組んでいる地方公共団体情報システムの標準化に関しては、昨年八月に選挙人名簿管理システム等標準化検討会において取りまとめられた「選挙人名簿管理システム標準仕様書」を公表いたしました。標準仕様書を活用することにより、各団体で個別に行っていたシステム改修の効率化やコストの削減が期待されます。各選挙管理委員会におきましては、標準仕様書の内容をよく確認いただき、標準化に向けて取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、総務省において、平成三十年八月の「投票環境の向上方策等に関する研究会」の提言を踏まえ、在外選挙のインターネット投票について検討しています。これまで、実証用のシステムを用いて投票票や申出・登録といった各手続についての検証を行い、現在はシステムの構築に必要な具体的な方針の作成のため、有識者の意見等を踏まえながら検討・整理を進めているところです。皆様におかれましては、こうした動向を十分注視していただきますようお願いいたします。

総務省選挙部としても、今年も皆様とともに力をあわせて、取り組んでまいります。皆様には気の抜けない日々が続くことになるとは思いますが、公私ともに良き年になりますようご祈念申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。

## 公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法） について

総務省自治行政局選挙部選挙課

企画官 藤 井 延 之

### 一 はじめに

公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十九号。以下「区割り改定法」という。）が、第二百十回国会において成立し、公布の日（令和四年十二月二十八日）から起算して一月を経過した日（同年十二月二十八日。以下「施行日」という。）から施行された。

今次の区割り改定は、衆議院に設置された「衆議院選挙制度に関する調査会」答申を受け、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号。以下

「衆議院選挙制度改革関連法」という。）により導入されたアダムス方式による都道府県別定数配分に基づく初めての区割り改定であった。

本稿においては、主に衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区割り審」という。）による区割り改定案の審議経過や区割り改定法の成立に至るまでの経緯、区割り改定法の内容等について説明するが、背景理解の一助として、約十年にわたる最近の衆議院選挙制度改革の経緯についても概説する。

## 二 衆議院選挙制度改革の経緯（概説）

### 1 衆議院小選挙区選挙の一票の較差訴訟に係る違憲状態判決

#### (1) 平成二十一年衆院選に係る平成二十二年最高裁判決と緊急是正法の成立

平成二十一年衆院選に係る平成二十二年最高裁判決では、従来の定数配分方式である「一人別枠方式」とこれによる選挙区割りについて、「違憲状態（合理的期間未経過）」とされた。一人別枠方式について、小選挙区比例代表制という新しい選挙制度を導入するに当たっての人口の少ない県に対する配慮という意義は認める一方で、新しい選挙制度が定着した段階においては合理性は失われるものとの判断が示された。

その後、与野党間で最高裁判決への対応について協議が続けられたものの結論が得られないまま、自民党が提出した〇増五減を内容とする法案が成立し、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律

#### (3) 平成二十六年衆院選に係る平成二十七年最高裁判決

平成二十六年衆院選に係る平成二十七年最高裁判決は、緊急是正法を受けた平成二十五年区割り改定後の選挙についてであったが、選挙区割りについては、〇増五減の対象県以外の都道府県は改正前の一人別枠方式の区割基準に基づいて配分された定数の見直し及び改正後の区割基準に基づく再配分がされていないとして、引き続き違憲状態にあるとされた。

しかしながら、立法府が法改正（緊急是正法）及び区割り改定を実現していたこと、引き続き衆議院に設置された検討機関（衆議院選挙制度改革に関する調査会。後述参照）において検討が続けられていることなどを挙げ、是正のための合理的期間は未経過とした。

### 2 衆議院選挙制度改革に関する調査会と衆議院選挙制度改革関連法の成立など

#### (1) 衆議院選挙制度改革に関する調査会の設置・管轄

緊急是正法成立後も議員定数削減を含む衆議院選挙制度の在り方について与野党協議が続け

第九十五号。以下「緊急是正法」という。）として、平成二十四年十一月二十六日に公布された。

緊急是正法に基づき行われた平成二十五年の区割り改定（区割り審による区割り改定案の勧告及びこれに基づく公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）別表第一の改正）では、〇増五減（福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県で一ずつ減）後の都道府県別定数を前提に、十七都府県四十二選挙区の改定が行われ、平成二十六年の衆院選から適用された。

#### (2) 平成二十四年衆院選に係る平成二十五年最高裁判決

平成二十四年衆院選に係る平成二十五年最高裁判決は、緊急是正法を受けた平成二十五年区割り改定前に施行された選挙についての判決であり、一回続けて選挙区割りは違憲状態にあるとされた。

しかしながら、本件選挙前の時点において立法府が法改正（緊急是正法）を実現していたことなどを挙げ、是正のための合理的期間は未経過とした。

られたが、主張の隔たりが大きく、平成二十六年六月、衆議院議院運営委員会の決定により、有識者による議長の諮問機関として第三者機関「衆議院選挙制度改革に関する調査会」が衆議院に設置され、検討が進められることとなった。

平成二十八年一月、同調査会から大島理森衆議院議長（当時）あてに、衆議院議員の定数を十削減することや、小選挙区の都道府県別定数配分にアダムズ方式を導入することなどを内容とする答申が提出された。

#### (2) 衆議院選挙制度改革関連法の成立

衆議院選挙制度改革に関する調査会答申を受け、平成二十八年四月、二つの法案（自民党・公明党案及び民進党案）が提出され、このうち自民党・公明党による法案が同年五月に成立し、同日二十七日に公布された。

この衆議院選挙制度改革関連法の主な内容は、次のとおりである。

- ① 定数を十減（小選挙区六、比例四）すること。
- ② 小選挙区の都道府県別定数配分及び比例代

表のブロック別定数配分を十年に一度の大規模国勢調査（※平成三十二年国勢調査）の結果に基づきアダムズ方式で行うこと。

- ③ 平成二十七年国勢調査の結果に基づき、次回の見直しまでの五年間を通じて較差二倍未満となるよう区割り改定を行うこと。

### (3) 平成二十九年区割り改定

衆議院選挙制度改革関連法に基づき行われた平成二十九年の区割り改定（区割り審による区割り改定案の勧告及びこれに基づく公職選挙法別表第一の改正）では、〇増六減（青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県、鹿児島県で一ずつ減）後の都道府県別定数を前提に、十九都道府県九十七選挙区の改定が行われ、同年の衆院選から適用された。なお、この区割り改定に係る公職選挙法の改正において、比例代表選挙におけるブロック別定数についても、〇増四減（東北、北関東、近畿、九州で一ずつ減）とされた。

に選挙区割りの改定を行うこととしたものである。…これらの改正は、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価することができ、本件の選挙当時においては、新区画設置法三条一項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたということができる。」

以上の詳細について、緊急是正法関係については「衆議院小選挙区の一票の較差是正等について（上）・（下）」（選挙時報 平成二十五年十月号及び同年十一月号）を、衆議院選挙制度改革関連法関係については「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（定数削減・一票の較差是正）について（上）・（下）」（選挙時報 平成二十八年十二月号及び平成二十九年一月号）を、それぞれ参照されたい。

## 三 令和二年国勢調査の結果に基づく区割り審の審議及び勧告について

### (4) 平成二十九年衆院選に係る平成三十年最高裁判決

平成二十九年区割り改定による新たな選挙区で行われた同年の衆院選に係る平成三十年最高裁判決では、アダムズ方式導入のための法改正がなされていることについて、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものの評価がなされ、「合憲」と判示された。

同判決の要旨は次のとおりである（判決理由骨子抜粋）。

「区画審設置法及び公職選挙法の改正は、平成三十二年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たっていわゆるアダムズ方式により各都道府県への定数配分を行うこととしつつ、同方式による定数配分がされるまでの較差是正のための措置として、各都道府県の選挙区数のいわゆる〇増六減の措置を採るとともに、新区画設置法三条一項と同様の区割基準に基づき、平成三十二年までの五年間を通じて選挙区間の人口の較差が二倍未満となるよう

## 1 令和二年国勢調査速報値の公表

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号。以下「区割り審設置法」という。）第一条は、区割り審の所掌事務について「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする」と規定し、同法第四条は、勧告の期限等について「第一条の規定による勧告は、国勢調査（統計法第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする」と規定している。

令和二年国勢調査の結果による人口（速報値）は、令和三年六月二十五日に官報公示されたことから、区割り改定案の勧告期限については、令和四年六月二十五日となった。

なお、前回の大規模国勢調査である平成二十二年大規模国勢調査については平成二十三年二月二十五日に、簡易国勢調査である平成二十七年国勢調査については平成二十八年二月二十六日に、それぞれ速報値が公表されているところ、今回の速

報値公表時期については、令和二年七月七日の高市早苗総務大臣（当時）会見において以下のとおり言及されている。

「本年秋に実施する令和二年国勢調査について申し上げます。国勢調査につきましては、本年十月一日を調査日として実施をいたします。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、調査の実施計画を一部見直します。これにより、調査結果の公表を、「速報」につきましては令和三年二月から六月に延期するとともに、「確報」につきましては最大二か月延期し、最初の確報となる「人口等基本集計」については、令和三年十一月までに公表する予定でございます。」

## 2 区割り審の審議

区割り審においては、令和二年国勢調査の結果による人口（速報値）の公表を受け、令和三年七月二日に、今次の改定案に係る審議を開始した。同日の審議において、概ね、①全都道府県を対象とした各選挙区の状況のレビュー、②区割りに関する都道府県知事への意見照会、③区割り改定案の作成方針の審議・決定、④決定した作成方針に

「審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる」とされていることを踏まえ、都道府県の行政、地勢、交通等全般に通じ、区割りについて都道府県全体を総合的に判断しうる視点を持っていると考えられる都道府県知事に意見を求めたものであり、過去の区割り改定時にも同様の照会をしている。区割り改定案の作成方針についての意見、現行の区割りに関する意見、区割り改定についての意見などを内容として、令和三年十二月十四日に照会が送られ（参考資料として過去の区割り改定時の作成方針などを提供）、翌年一月に回答を受領した。

この間、令和三年十一月三十日に令和二年国勢調査人口の確定値が公表され、令和二年日本国民の人口が確定し、アダムズ方式による十増十減、較差二倍以上となる選挙区（二十三選挙区）が確定した。

### (2) 区割り改定案の作成方針

区割り審においては、レビューの結果や過去

基づく具体的な区割り改定案の審議、⑤勧告、といった流れで進めていくことが確認された。

なお、直近二回の区割り改定時（平成二十五年及び平成二十九年）には改定対象選挙区が法律（緊急是正法及び衆議院選挙制度改革関連法）上限定されていたが、今次の区割り改定は区割り審設置法の規定に基づき全都道府県を対象として行われるものであったため、今般、一連の作業は全都道府県・全二百八十九選挙区について行われたものである。

### (1) 各選挙区のレビュー及び都道府県知事への意見照会

令和三年七月五日から九月二十七日にかけて、区割り審において各選挙区のレビューが行われ、人口、較差の状況やこれまでの区割り改定の経緯等が確認された。

第四十九回衆議院議員総選挙（令和三年十月三十一日執行）を経て、令和三年十一月十五日から十二月十日にかけては、都道府県知事に対する意見照会について議論が行われた。これは、区割り審設置法第八条の規定において、

の区割り改定時の作成方針を踏まえ、知事の意見も参考として、「区割り改定案の作成方針」について審議が行われ、令和四年二月二十一日にとりまとめられた。これは、区割り審が具体的な区割り改定案を作成するに当たり基本的な考え方を明らかにしたものであり、その内容は資料1のとおりである。

この「区割り改定案の作成方針」は、平成十四年区割り改定時の作成方針と同様に、「区割り基準」及び「作業手順」の二つから構成されている（なお、平成二十五年及び平成二十九年の区割り改定に係る作成方針においては、緊急是正法及び衆議院選挙制度改革関連法の規定を踏まえ、冒頭に改定を検討する選挙区に関する項目が設けられていた）。

「区割り基準」については、

議員一人当たり人口の最も少ない県である鳥取県内の人口最少選挙区、すなわち「鳥取二区」を基準として、令和二年日本国民の人口において、選挙区間の人口較差を二倍未満とすること

選挙区は飛地にしないこと

市区町村の区域は原則として分割しないこと

## 区割り改定案の作成方針

令和 4 年 2 月 21 日  
衆議院議員選挙区画定審議会

## 1. 区割り基準

(1) 各選挙区の令和 2 年日本国民の人口（令和 2 年国勢調査の結果による総人口から外国人人口を差し引いた人口をいう。以下「人口」という。）は、議員 1 人当たり人口が最も少ない県の選挙区のうち、人口が最も少ない選挙区（以下「基準選挙区」という。）の人口以上であって、かつ、当該人口の 2 倍未満とする。

令和 2 年日本国民の人口	
(参考) 鳥取県の改定原案における 2 区の人口	273,973 人
〃	547,945 人
	の 2 倍未満

(2) 議員 1 人当たり人口が最も少ない県の選挙区の改定案の作成に当たっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするとする。

(3) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、区割り基準に適合させるために必要な範囲とするものとする。

(4) 選挙区は、飛地にしないものとする。

(5) 選挙区の改定に当たっては、市（指定都市にあっては行政区。以下同じ。）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、市区町村の区域は分割するものとする。

(イ) 選挙区が一の市区（市区の区域が分割されている場合を含む。）で構成され、当該選挙区の人口が、基準選挙区の人口の 2 倍以上である場合

(ロ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、市町村単位の異動では、三以上の選挙区の改定が必要となり、かつ一部の区域が他の選挙区に編入されることとなる各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合

(ハ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、市町村単位の入れ替えによる異動では、各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合

(ニ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、現在分割されている市（以下「分割市」という。）の区域を一の選挙区に属することとする異動で

ととし、市区の人口が人口基準の上限人口を超える場合等、やむを得ない一定の場合に限り分割すること

地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すること

など、概ね過去の区割基準が踏襲されたが、今回については、特に、

市区町村の分割基準について、分割解消により県内の最大較差が拡大する場合には分割を維持すること

選挙区の改定にあたっては、地勢、交通等を総合的に考慮することとし、第四十九回総選挙当日有権者数において較差二倍以上となっている状況も考慮すること

とされた。

「作業手順」については、次のとおり具体的な区割り改定案の作成に係る手順が示された。

鳥取県については、各選挙区の人口較差二倍未満の基準となるため、他の道府県よりも先行して審議を行い、区割り改定原案を作成すること

選挙区の数が増加することとなる五都県に

ついては、都県内の選挙区のうち、人口が最も多いもの、または、人口が最も多いものから順に定数が増加する数までの順番にあるもの、すなわち一票の価値が軽い選挙区を順次手がかりとして改定案を作成すること

選挙区の数が減少することとなる十県については、県内の選挙区のうち、人口が最も少ないもの、すなわち一票の価値が最も重い選挙区を手がかりとして改定案を作成すること

選挙区の数に増減はないが、人口較差二倍以上の選挙区を有する二府県については、人口基準に適合するように改定案を作成すること

選挙区の数の増減がなく人口基準に適合していない選挙区のない二道府県については、区割り基準に照らし、必要な場合には所要の改定案を作成すること

作業の結果待られた区割り改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うこと

(2) 選挙区の数が増加することとなる都県については、当該都県の選挙区のうち、その人口が最も多いものから順に選挙区が増加する数の順位までにあるものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。

(3) 選挙区の数が減少することとなる県については、当該県の選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。

(4) 選挙区の数に増減のない道府県については、各選挙区については区割り基準への適合状況を検証し、次の選挙区について、所要の改定案を作成するものとする。

(イ) 1 (1) の基準に適合しない選挙区

(ロ) (イ) に該当しないが、区割り基準に照らし、改定を要する選挙区

(5) 作業の結果得られた区割り改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。

### (3) 区割り改定案の勧告

区割り審においては、作成方針に基づき具体的な区割りの改定作業に入り、週一回程度のペースで審議会が開催された。令和三年七月二日以後計三十五回にわたる審議を経て、区割り改定案がとりまとめられ、令和四年六月十六日に内閣総理大臣に対して勧告が行われた。区割り改定案の概要は、資料2のとおりである。

「都道府県別定数の異動」については、区割り審設置法第三条第二項に規定するいわゆるアダムズ方式により定まるものであるところ、令和二年日本国民の人口に基づき計算すると以下の結果となり、区割り審においてはこれを前提に審議が行われた。

東京都で五人、神奈川県で二人、埼玉県、千葉県及び愛知県でそれぞれ一人定数が増加  
宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県の十県でそれぞれ一人定数が減少

「今回の改定案で変更される選挙区の数」は、二十五都道府県で百四十選挙区となり、改定される選挙区の数が現行選挙区(二百八十

は、当該分割市の区域が現在属している選挙区(以下「分割関係選挙区」という。)を含む三以上の選挙区の改定が必要となり、かつ当該分割市の区域が属することとなる選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合

(ホ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、分割市の区域を一選挙区に属することとする異動では、当該道府県内において人口が最も多い選挙区と人口が最も少ない選挙区との較差が拡大することとなる場合(分割関係選挙区間における分割市の区域の一部の入れ替えによる異動の場合を除く。)

(ハ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ト) 当該県の人口最大の市(当該市の区域をもって単独の選挙区とすることができる場合に限る。)の区域をもって又は当該市及び他の市町村の区域をもつて選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができな場合

(6) 行政区画に併せ、地勢、交通、人口動向、改定にかかると市区町村の数又は人口その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

この場合、第49回衆議院議員総選挙(令和3年10月31日執行)における当日有権者数において較差2倍以上となっている状況も考慮するものとする。

また、以下のことに留意するものとする。

(イ) 郡の区域は、できる限り分割しないものとする。

(ロ) 北海道の選挙区の改定案の作成に当たっては、総合振興局又は振興局の区域を尊重するものとする。

(ハ) 東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、区部及び多摩地域の区域を尊重するものとする。

### 2. 改定案作成の作業手順

以下の作業手順に沿って改定作業を行うものとする。

(1) まず、議員1人当たり人口が最も少ない県の選挙区について、1に掲げる区割り基準に適合するように改定原案を作成するものとする。

令和4年6月16日

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要

○ 都道府県別定数の異動

- (1) 定数増  
埼玉県(15→16) 千葉県(13→14) 東京都(25→30) 神奈川県(18→20)  
愛知県(15→16)
  - (2) 定数減  
宮城県(6→5) 福島県(5→4) 新潟県(6→5) 滋賀県(4→3) 和歌山県(3→2)  
岡山県(5→4) 広島県(7→6) 山口県(4→3) 愛媛県(4→3) 長崎県(4→3)
- 改定案で変更される選挙区の数 25都道府県140選挙区

【内訳】

- (1) 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの  
5都県 61選挙区
- (2) 選挙区の数が減少することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの  
10県 45選挙区
- (3) 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区  
(1)に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの  
2府県 4選挙区
- (4) その他作成方針に基づく改定に伴うもの  
8道県 30選挙区  
① 第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上となっている選挙区の改定に伴うもの  
2道県 5選挙区  
② 合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの  
6県 25選挙区

※ 「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、区割り改定案の作成方針(令和4年2月21日)1(1)で定める議員1人当たり人口最少県の人口最少選挙区(鳥取県第2区)の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満の選挙区(令和2年日本国民の人口では273,973人~547,945人)に適合しない選挙区である。

九)の半数近くに及ぶ、過去最大のものとなった。その内訳は次のとおりである。

「選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの」として、五都県六十一選挙区

「選挙区の数が減少することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの」として、十県四十五選挙区

「較差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区の改定に伴うもの」として、大阪府、福岡県の二府県四選挙区

「第四十九回総選挙当日有権者数で較差二倍以上となっている選挙区の改定に伴うもの」として、北海道、兵庫県の二道県五選挙区

「合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの」として、茨城県、栃木県、群馬県、岐阜県、静岡県、島根県の六県二十五選挙区

「人口最少選挙区との較差が二倍以上となる選挙区の数」については、令和二年日本国民の人口に基づく状況として、改定前では二十三選

挙区であったが、改定案により〇選挙区となり、較差二倍以上の選挙区は全て解消されることとなった。

「最大人口較差」については、令和二年日本国民の人口に基づく状況として、改定前は二〇九六倍であったが、改定案においては一・九九倍となった。なお、「都道府県間の議員一人当たり人口の較差」とは、アダムズ方式による都道府県別定数配分の結果のみによる較差を示すものである。

「改定案における分割市区」については、改定前では分割されている市区町は百五あつたところ、改定案においては大幅に解消し、三十二市区となった。改定前は合併などに伴い三つの選挙区に分割された状態となっている市区も五あつたが、改定案ではこれらの分割は全て解消された。

○ 人口最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数

(参考1) 区割り改定時等の選挙区人口の最大較差等

改定案 (令和2年日本国民の人口) 0選挙区	現行 (令和2年日本国民の人口) 23選挙区	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口) 0選挙区
<p>○ 改定案</p> <p>25都道府県 140選挙区</p> <p>最大: 福岡2区 (547,664人) 最小: 鳥取2区 (273,973人)</p> <p>1.999倍</p>	<p>0選挙区</p>	<p>28選挙区</p>
<p>○ 過去の改定時等の状況 【平成6年画定時】</p> <p>(平成2年国勢調査人口)</p> <p>最大: 北海道8区 (545,542人) 最小: 島根3区 (255,273人)</p> <p>2.137倍</p>	<p>28選挙区</p>	<p>9選挙区</p>
<p>【平成13年改定時】</p> <p>(平成12年国勢調査人口)</p> <p>最大: 兵庫6区 (558,947人) 最小: 高知1区 (270,743人)</p> <p>2.064倍</p>	<p>9選挙区</p>	<p>0選挙区</p>
<p>【平成25年改定時】</p> <p>(平成22年国勢調査人口)</p> <p>最大: 東京16区 (581,577人) 最小: 鳥取2区 (291,103人)</p> <p>1.998倍</p>	<p>17都県 42選挙区</p>	<p>19都道府県 97選挙区</p>
<p>【平成29年改定時】</p> <p>(平成27年日本国民の人口)</p> <p>最大: 神奈川16区 (554,516人) 最小: 鳥取2区 (283,502人)</p> <p>1.956倍</p>	<p>20都道府県 68選挙区</p>	<p>0選挙区</p>

○ 都道府県間の議員1人当たり人口の較差

改定案 (令和2年日本国民の人口) 岡山県 465,829人 鳥取県 274,549人 1.697倍	現行 (令和2年日本国民の人口) 東京都 542,569人 鳥取県 274,549人 1.976倍	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口) 東京都 525,468人 鳥取県 285,029人 1.844倍
<p>最大: 岡山県 465,829人 最小: 鳥取県 274,549人 1.697倍</p>	<p>最大: 東京都 542,569人 最小: 鳥取県 274,549人 1.976倍</p>	<p>最大: 東京都 525,468人 最小: 鳥取県 285,029人 1.844倍</p>



は、当審議会としてお答えする立場にございせんが、今回の見直しについては、既に各方面で様々な議論が行われ、国民の皆様の関心も高いものと認識しております。

勧告に基づき区割り改定法案成立の暁には、政府におかれましては、選挙人を始め関係者の皆様に混乱が生じることのないよう、その趣旨や内容を含め、きめ細かく周知啓発を図っていただきたいと切に希望しております。

## ②市区町の分割について

○平口委員長：作成方針では、一定の場合を除いて市区町村の区域は分割しないことを原則とするとしており、三つの選挙区に分割された状態となっていた五市区はいずれも分割が解消され、分割市区町の数は百五市区町から三十二市区に大きく減少しました。一方で、北海道と福岡県においては分割区の数が増え、三十二市区においていまだに分割が解消されていない状況にあります。このような市区町の分割について、審議会はどのように考え、対処されたのか、お聞かせください。

分割基準におきましては、市区の人口が鳥取二区の二倍以上である場合や、飛び地を避けるために必要な場合のほか、定数に増減のない道府県において、現在分割されている市区の分割解消によって県内の最大較差が拡大する場合などに限られることとし、三十二の市区におきましては分割することはやむを得ないものと判断いたしました。

御指摘の北海道や福岡県の新たな分割につきましては、行政区単位で改定することとした場合、隣接選挙区以外の選挙区に改定が及び、大幅な選挙区の見直しとなりますことから、分割基準に基づいて分割することにいたしました。

## ④第四十九回衆議院総選挙における当日有権者数において較差二倍以上となっている状況を考慮することについて

○平口委員長：作成方針では、昨年の第四十九回衆議院議員総選挙における当日有権者数において較差二倍以上となっている状況も考慮するものとするとし、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の要件に当てはまらない二道県五選挙区

○久保参考人：御指摘のとおり、現行の選挙区におきましては、過去の区割り改定によって分割された市区や、市町村合併に伴い分割された状態となっている市区町など、合計百五の分割市区町がございます。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第一項は、区割り改定案の作成について、直近の国勢調査人口において、選挙区間の人口較差を二倍未満とするほか、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないと定めております。

また、区割り改定案の作成に当たり、都道府県知事に対して行った意見照会では、分割市区町の解消を望む意見が数多く寄せられました。

これらを踏まえ、当審議会といたしましては、区割り改定案の作成方針において、市区町村の区域は分割しないことを原則とし、一定の分割基準に該当する場合に限って分割することといたしました。その結果、分割市区町の数は現行の百五から大幅に減少して三十二となり、また、五市区にあつた三分割の状態は全て解消いたしました。

の区割りが変更されました。審議会はどのような考え方に基づいてこの改定を行ったのか、お聞かせください。

○久保参考人：今回の改定作業の最中に執行された昨年の総選挙につきましては、当日有権者数ベースで較差二倍以上となった選挙区が二十九存在しておりました。

これらの選挙区につきましては、見直しを行わないと引き続き較差二倍以上となるおそれがあることから、国勢調査実施時点からの人口異動の結果という現実を生じた客観的な事情を考慮するものとし、選挙区の見直しを行ったものでございます。

## ④選挙区間の最大人口較差一・九九九倍について

○平口委員長：今回の区割りの改定案では、選挙区間の最大人口較差は、現在の東京二十二区と鳥取二区の間の一・〇九六倍から、福岡二区と鳥取二区の間の一・九九九倍に縮小しました。しかし、一・九九九倍は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の定める二倍未満を辛うじ

て満たした数値であり、また、一・九倍を超える選挙区は十九選挙区あります。

今後の人口動向の傾向からすると、早晚、較差二倍以上となる選挙区が生じることも考えられますが、審議会では今回の改定案での較差をどのように評価されているか、お聞かせください。

○久保参考人 …区割り審議会設置法におきましては、令和二年の国勢調査人口において、選挙区間の人口較差を二倍未満とする旨、明確に規定されており、また、合理性のある将来推計人口を算出することは困難でございますので、これ以外の人口基準を一律に適用すべき改定基準とすることは難しいと判断いたしました。

また、先ほど御答弁申し上げましたように、国勢調査実施時点から約一年後に行われた第四十九回総選挙の当日有権者数ベースで較差二倍以上の選挙区が生じている状況につきまして、これを考慮することとし、当該較差が二倍未満となるよう見直しを行っております。

さらに、平成二十八年に議員立法で新設された現行の区割り審議会設置法第四条第二項は、

が少なからず示されております。

このような意見についてどのような御所見をお持ちか、政治学が専門である川人会長のお考えを交えつつ、お示しください。

○川人参考人 都道府県知事は、都道府県の行政、地勢、交通等全般に通じ、区割りについて都道府県全体を総合的に判断し得る視点を持っていると考えられることから、都道府県知事に対して、現行の区割りなどについて意見照会を行い、回答をいただきました。

こうして提出された知事意見については、市町村の意見を聞くなど、地域の実情を踏まえて提出されたものであることから、区割り改定案の作成方針に照らして検討し、反映できるものについては区割り改定案に反映しました。

具体的に申し上げますれば、分割市区町の解消を望む意見が多く寄せられたことを踏まえ、区割り改定案の作成方針において、市区町村の区域は分割しないことを原則とし、一定の分割基準に該当する場合に限って分割することとし、審議の結果、分割市区町は、現行の百五市区町から三十二市区に大幅に減少しました。

十年後を待たずに、中間年の国勢調査の結果で選挙区間の最大較差が二倍以上となったときは改定案を作成すると定めており、次の令和七年国勢調査の結果によって最大較差が二倍以上となったときには、当該規定によって適切に対応されるものと思います。

今回の勧告は、累次の最高裁判決を踏まえて改正された区割り審議会設置法に基づいて行ったものでございまして、選挙区間の人口較差の是正に寄与するものと考えております。

#### 【⑤都道府県知事からの意見について】

○平口委員長 審議会では、改定作業を進めるに当たって各都道府県の知事から意見を聴取されてはいますが、これらの意見をどのように審議し、どのような形で区割りの改定案に反映されたのか、お聞かせください。

また、各都道府県知事の意見では、具体的な区割り改定に関する意見とは別に、人口減少と都市部への人口集中が進むことにより地方選出議員の減少が避けられないことや、これにより地方の声が国政に届きにくくなることへの懸念

また、御指摘のとおり、いただいた知事意見の中には、地方選出の国会議員が減少することを懸念する意見もございました。

衆議院選挙区の都道府県別定数は、区割り審議会設置法に規定されるいわゆるアダムス方式により計算することとされております。

アダムス方式については、衆議院に設置された衆議院選挙制度に関する調査会答申において、比例性のある配分方式であること、都道府県間の較差をできるだけ小さくすること、都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、一定程度将来にわたっても有効に機能し得ることといった点から総合的に考慮され、様々な比例配分方式の中で望ましい配分方式とされ、議員立法により導入されたものと承知しています。

政治学者としての個人的意見を申し上げますれば、アダムス方式とは、都道府県の配分議席は、人口を小選挙区基準除数で除して得た数に一未満の端数が生じたときには、これを一に切り上げる数とする方式ですが、これは、端数がない場合には完全比例する配分議席となること、可能な比例代表制の諸方式の中では、人口の

少ない県に最も有利な方式であると言えます。

審議会としては、現行法の規定に従い、アダプス方式による都道府県別定数配分に基づき改定案を取りまとめたものでありますが、今後の選挙制度の在り方については、各党各会派において御議論いただくべきものと考えています。

もとより、選挙制度に対する国民の信頼と地方の声も含めた多様な民意の反映が両立できるよう、国会において活発に御議論いただき、地方の活性化につながる様々な施策が進められるよう念願しております。

#### 四 区割り改定法について

衆・倫議特委における区割り改定案の勧告に係る説明聴取及び参考人質疑の翌日（令和四年十月二十五日）、区割り審の勧告内容どおり小選挙区の区割り改定を行うこと等を内容とする「公職選挙法の一部を改正する法律案」が提出された。

同年十一月一日、同法案は同委員会に付託され、

同月二日に趣旨説明の聴取、同月八日に同委員会へ政府に対する質疑、討論及び採決が行われ、賛成多数で可決された（この際、後述のとおり附帯決議が付されている）。同月十日には衆議院本会議で賛成多数で可決され、同日、参議院に送付されるとともに、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託された。同月十一日に同委員会へ趣旨説明の聴取、同月十六日に政府に対する質疑及び採決が行われ、賛成多数で可決された。同月十八日には参議院本会議で可決・成立し、同月二十八日に官報で公布された。

なお、衆議院における賛成会派は自由民主党、立憲民主党、無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党、無所属クラブ、有志の会であり、反対会派は日本共産党、れいわ新選組であった（有志の会とれいわ新選組は本会議のみ）。参議院における賛成会派は自由民主党、立憲民主、社民、公明党、日本維新の会、国民民主党、新緑風会、NHK党、沖縄の風であり、反対会派は日本共産党、れいわ新選組であった（NHK党と沖縄の風は本会議のみ）。

以下、成立した法律の内容と、国会審議における主な議論について述べる。

### 1 法律の内容

#### (1) 法形式

平成二十五年及び平成二十九年の区割り改定に際しては、それぞれ緊急是正法及び衆議院選挙制度改革関連法における公職選挙法の改正規定において、衆議院小選挙区選出議員の選挙区は「別に法律で定め」ることとされ、改定前の選挙区を規定していた公職選挙法別表第一も削除されていたこと等から、それぞれ緊急是正法の一部改正法及び衆議院選挙制度改革関連法の一部改正法という法形式がとられた。

一方、今回は別法に具体の区割りの画定・改定を委ねた法律が先行していないことから、公職選挙法別表第一を直接改正するものとして、「公職選挙法の一部を改正する法律」という法形式がとられている。

#### (2) 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に係る改正（別表第一関係）

令和二年国勢調査の結果に基づき区割り審が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の勧告に基づき、二十五都道府県において百

四十選挙区の改定を行っている。当該勧告をそのまま立法化したものであり、その内容は前述三二(3)のとおりである。

なお、勧告内容と法改正内容に関し、以下の点に留意されたい。

区割り改定が行われる（勧告に掲載されている）選挙区は百四十選挙区であるが、うち三選挙区（東京都第六区・東京都第二十四区・兵庫県第六区）については、別表第一において「第〇区に属しない区域」と規定されている関係上、同表における改正は行われていないこと。

今回区割り改定が行われていない（選挙区の区域に異動がない）場合であっても、改正前の公職選挙法別表第一に記載されている行政区画その他の区域の名称について、前回（平成二十九年）の区割り改定に係る法改正後に市制施行等により変更があった四選挙区（富山県第一区、香川県第一区、福岡県第五区、鹿児島県第一区）は、当該名称変更が反映されていること。

以上の結果として、区割り改定法において

は、二十八都道府県百四十二選挙区の改正が行われている。

(3) 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に係る改正（別表第二関係）

公職選挙法第十三条第七項の規定において、比例代表選挙の選挙区（ブロック）別定数配分についても、小選挙区選挙と同様、十年ごとの大規模国勢調査に基づきアダムス方式により行うことが定められている。

令和二年の国勢調査の結果に基づく計算により、下記の選挙区（ブロック）について、選挙すべき議員の数を改正している。

【増加】東京都：十七人→十九人  
南関東：二十二人→二十三人  
【減少】東北：十三人→十二人  
北陸信越：十一人→十人  
中国：十一人→十人

(4) 施行期日・適用関係

① 施行期日（区割り改定法附則第一項関係）

員の選挙を除く。）については、なお従前の例によることとされた。

すなわち、衆議院小選挙区選出議員の選挙は、施行日以後の初回の総選挙から改定後の選挙区で行われ、施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される再選挙・補欠選挙については、改定前の選挙区で行われることとなるものである。

このほか、関係規定の適用に関しては、以下の二点に留意されたい。

イ 政治活動用ポスター制限・寄附禁止等の規制対象区域

公職の候補者等の選挙区内での政治活動については、以下の規制が設けられている。

政治活動用ポスターの掲示制限（任期満了日の六月前の日又は衆議院の解散の日の翌日以降等）（公職選挙法第四百四十三条第十六項第二号）

あいさつ状の禁止（公職選挙法第四百七十七条の二）

区割り改定法は、公布の日から起算して一月を経過した日（令和四年十二月二十八日）（以下「施行日」という。）から施行することとされた。これは、過去の区割り画定・改定に係る法改正と同様の周知期間であること、実質的にも区割り審の勧告（令和四年六月十六日）以後各種報道がなされていることなどが考慮されたものである。

② 適用区分（区割り改定法附則第二項関係）

区割り改定法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示される総選挙（以下「施行日以後の初回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議

挨拶を目的とする有料広告の禁止（公職選挙法第五百五十二条）

寄附禁止（公職選挙法第九十九条の二から第九十九条の五まで）

これらの規制に関し、衆議院小選挙区選出議員の選挙区が改定されて異動が生じた場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙の公職の候補者等に係る施行日以後の規制対象区域については、一般に、公職の候補者として立候補する選挙が次回の総選挙である場合には改定後の選挙区内、次回の総選挙が行われるまでの間の補欠選挙の場合には改定前の選挙区内と解されるところである。

ロ 参議院選挙区選出議員の選挙等に係る選挙運動等の数量制限

区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区数に増減を生じる十五都県においては、施行日以後その期日を公示され又は告示される参議院選挙区選出議員の選挙及び都道府県知事の選挙において公職の候補者が頒

布することができる選挙運動の通常葉書及びビラの枚数（公職選挙法第百四十二条第一項）並びに確認団体が開催することができる政談演説会の回数（公職選挙法第二百一条の六第一項、第二百一条の七第二項、第二百一条の九第一項）等は、（施行日以後の初回の総選挙の前後を問わず）新たな衆議院小選挙区に基づき規律されることとなるものである。

なお、このほか、選挙運動等に関しては、今次の区割り改定に伴う公職選挙法施行令の改正にも留意されたい（別稿参照）。

## 2 区割り改定法の国会審議について

国会審議においては、令和四年十月二十五日の参考人質疑と概ね同様の問題意識に基づく質疑のほか、主に次のような議論があつた（いずれも令和四年十一月八日衆・倫選特委から抜粋）。

### ①選挙区の安定性について

○徳永委員 … アメリカの民間シンクタンクの研

究を見ても、選挙区が変更された有権者の投票率というのは、そうでない有権者よりも低くなるという傾向があるというふうにされています。やはり、選挙区というものが安定的にしっかりと変わらないということは大事だ、というふうに思いますけれども、この辺り、いかがでしょうか。

### ②地域のまとまりに関する考慮について

○斎藤（達）委員 … 知事意見には、生活圏又は広域行政圏を分割しないように求める意見も非常に多数ございました。この点はいかがでしょう。

○森政府参考人 … 御指摘のとおり、知事意見においては、分割市区町の解消を望む意見のほか、生活圏や広域行政圏などの地域のまとまりを分割しないよう求める多くの意見が寄せられたと承知しております。

こうした意見を踏まえ、区割り改定案の作成に当たっては、審議会において、行政区画のほか、地勢や交通の状況、一部事務組合などの広域行政の状況、地域区分など、地域のまとまりも考慮して検討が行われたものと承知してお

ります。

○森政府参考人 … 区割り審設置法の規定による衆議院小選挙区の改定については、従来から、五年に一度の国勢調査人口というものが用いられてきているところですが、その理由としては、御指摘のような安定性についての考慮もあつたものと承知しております。

また、区割り審設置法第三条第一項の規定により、区割り改定案の作成に当たっては、各選挙区の人口較差を二倍未満とするとともに、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないとした上で、同法に基づき区割り審が策定した区割り改定案の作成方針における区割り基準では、選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、区割り

ります。

地域のつながりなどについては様々な要素や観点があるところではございますが、審議会においては、投票価値の平等の要請に基づきながら、できる限り地域の実情に沿つたものとなるよう努力をいただき、最善と考えられる改定案を取りまとめたもので考えております。

### ③選挙区の面積について

○徳永委員 … この投票価値の平等を追求していくと、それぞれ選挙区的面積が過度に拡大するというこの是非というのがやはり考えられてしかるべきなんだろうというふうに思いますけれども、もう一度御答弁をいただけますでしょうか。

○森政府参考人 … 衆議院議員選挙区画定審議会設置法におきましては、令和二年の国勢調査の結果による日本国民の人口において、各選挙区の人口較差を二倍未満とすることが厳格に求められているところでございます。

したがって、この点は、繰り返しになって恐

縮でございますが、一票の較差に優先して例えば面積の要素を考慮に入れるというようなことになりまして、これは区割り審設置法の規定やこれまでの最高裁判決に照らして困難であるというふうに考えるところでございます。

衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、一定以上の広大な面積を有する選挙区などについて設置できる選挙事務所の数とか選挙運動費用の上限額の特例は設けられておりますので、選挙区の面積についての一定の考慮としてはなされているものだというような、こうした養育になるところでございます。

#### ④市区町の分割解消による負担軽減について

○小野委員 … 今回のこの区割りの法案について、なるべく単一、一つの自治体が複数の選挙区にまたがらないようにするというような努力はされたというふうに思います。…このことによつて自治体の負担というのは具体的にどれくらい減るものなのかということをお伺いを最後にしたいと思います。

○森政府参考人 … 今回の衆議院議員選挙区画定審議会による都道府県知事に対する意見照会へ

の課題を抱える地方部の意見が国政に反映されづらくなり、更に地方の疲弊を招くという悪循環を懸念する意見は、多くの県知事や地方議会などからも今回も挙げられているところでございます。…これは、区割り画定審議会というよりは、政府や、そして何より我々国会に投げかけられている要請だと思いますけれども、地方のこういった意見を、政府、総務省、また大臣、どういったふうを受け止められていますか。お答えいただきたいと思つております。

○寺田国務大臣 委員御指摘のように、区割り審からの意見照会に対する知事意見において、複数の知事から、地方の選挙区の減少についての懸念の声が上がっていることは承知をいたしております。

御承知のとおり、今回の区割り改定については、いわゆる区割り審設置法に規定されるアダムズ方式によりまして算出をしたとおりでございます。その勧告を踏まえて法案提出をさせていただきますが、やはり、各都道府県への小選挙区の定数配分方式、また衆議院の選挙制度の在り方全体、これは非常に議会政治の根

の回答においても、市区町の分割の解消を望む理由として、選挙事務の煩雑化などの弊害があることも挙げられていたものと承知をしております。

具体的には、分割市区町においては、同じ市区町でありながら選挙区が異なることによる有権者への適切な周知だとか、開票所の増設や変更、あるいは増設をした場合の事務従事者の確保、それからまた、選挙公報の配布誤りなどがないように注意が求められるなどといった負担が生じるとして、解消が求められてきたものと承知をしております。

今般の区割り改定案におきましては、分割市区町は現行の百五市区町から三十二市区に大幅に減少し、三分割されていた市町は解消されたところでございまして、これにより、今ほど申し上げたような選挙事務等の負担が軽減、解消されることが期待できるものと考えているところでございます。

#### ⑤地方選出の国会議員が減ること等に係る地方の意見について

○高藤(ア)委員 … 人口減少を含め、より多く

幹でございます。各党各会派において、地方の問題も含め御議論いただくべき事柄と考えておりますが、もとより、地方の人口減少を食い止めて地域の活性化を図っていくことや過度の都市部への一極集中の是正ということとは、これは重要な政策課題でございますので、引き続き、総務省としても、活力ある地域づくりの実現に向けまして取り組んでまいりたいと思つております。

#### ⑥周知の方法について

○奥水委員 … 法案では、成立後一か月程度の周知期間を経て施行し、次の衆院選から新たな区割りを適用することとなっておりますが、ここで、実際に選挙が行われる際に、区割り改定について住民への適切な周知徹底が求められますが、具体的にどのような取組がなされるのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○森政府参考人 … 今回の区割り改定においては、選挙区間の人口較差を二倍未満とすることに加え、十五都県では議員定数の増減も行われること、また、分割されていた市区町の解消にも努めたことから、半数近くの百四十選挙区の

区域が変更されることとなりますので、有権者に対し、混乱が生じないように、それぞれの見直し内容等について丁寧に周知をしていくということが重要であるというふうに認識をしております。

総務省としては、まず、区割り改定法案が成立した際には、その制度改正の周知チラシによりまして、今般の改正全般の周知ということをし、それから、選挙区が改定される全ての都道府県において、都道府県や政令市を範囲とした改正前後の区割り地図を作成するとともに、分割区域が変更される市区などにおいては、それぞれの選挙区に対応する区域や地名、地番を表記した改正前後の区割り地図も、これは地方公共団体の御意見もお聞きをしながら作成をし、有権者のお住まいの地域がどの選挙区になるのか分かりやすい周知を行いたいと考えておるところでございます。

また、具体的には、総務省のホームページや総務省のSNS、ツイッターへの掲載、投稿を始め、各種広報に努めますとともに、区割り地図やポスターについて、関係の都道府県、市区町村選挙管理委員会に対し、必要な部数という

ものを配付をすることとしております。

そして、関係都道府県、市区町村においては、各団体で発行していただいている広報誌あるいはホームページへの掲載、公共施設への掲示などを通じ、有権者の皆様に改正内容が周知されるよう、きめ細やかな周知を継続的に実施をしまいたいと存じます。

さらに、今回の総選挙が実施される際においても、特設のホームページ、SNS、リーフレットなどを用いて区割り改定について改めて周知を行うほか、全国の選挙管理委員会に対し、投票所入場券に区割りの改正内容の周知チラシを同封して配付するよう要請するなど、周知徹底を図ってまいりたいと存じます。…

令和四年十一月八日の衆・倫選特委においては、区割り改定法案に係る採決の後、自由民主党、立憲民主党、無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党、無所属クラブの五党派共同提案による附帯決議案が提出され、賛成多数により可決された。その内容は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直ししていくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。
- 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、田舎かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和七年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。
- 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

## 五 おわりに

区割り改定に際しては、選挙人をはじめとする関係者に対し、その趣旨や内容を十分理解していただくことはもとより、特に選挙区の変更について混乱が生じることのないよう、附帯決議の趣旨も踏まえ、きめ細かく周知啓発を図ることが肝要である。

投票価値の平等は憲法の要求であり、人口動態に応じたアダムズ方式による定数配分に基づく区割りの見直しは今後も見込まれる。選挙区の変更に伴う選挙人等の負担は避けられない面はあるものの、選挙事務関係者におかれては、憲法の要請に最前線でも向き合ひ矜持を持ちつつ、制度趣旨、経緯等に通暁の上、今後の適切な管理執行をお願いしたい。

本稿が、皆様理解の一助になれば幸いである。





<p>(埼玉県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6区から北足立郡を除いた区域と12区に属する浦和市の区域を合わせて新6区とし、12区の残余の区域と11区に属する解合市の区域を合わせて新12区とし、11区の残余の区域を新11区とした。</li> <li>8区と7区に属するよじみ野市の区域を合わせて新8区とし、7区の残余の区域を新7区とした。</li> <li>6区の北足立郡、13区及び14区に属する久喜市の区域、13区の蓮田市、白岡市、南埼玉郡と14区の幸手市、北葛飾郡杉戸町を合わせて新13区とした。</li> <li>3区の草加市と14区の八潮市、三郷市を合わせて新14区とした。</li> <li>1区のさいたま市岩槻区、13区及び14区に属する春日部市の区域と14区の吉川市、北葛飾郡松伏町を合わせて新16区とした。</li> <li>4区及び13区に属する船橋市の本庁管内、西船橋出張所管内、船橋駅前総合センター管内の区域と5区及び6区に属する市川市の本庁管内の八幡6丁目を除く真向川より北側の区域、荒越2丁目、荒越1丁目、東高1丁目～4丁目の区域、大布田出張所管内の区域を合わせて新4区とし、5区の残余の区域を新5区とした。</li> <li>4区及び13区に属する船橋市の二宮出張所管内、芝山出張所管内、高松台出張所管内、智志野台出張所管内、釜ヶ崎出張所管内、二和出張所管内の区域と2区の智志野市を合わせて新14区とし、2区の残余の区域を新2区とした。</li> <li>6区及び7区に属する松戸市の区域をもって新6区とし、7区の残余の区域を新7区とした。</li> <li>8区及び13区に属する柏市の区域をもって新8区とし、13区の残余の区域と8区の我孫子市を合わせて新13区とした。</li> <li>11区と10区に属する山武郡横芝光町の区域を合わせて新11区とし、10区の残余の区域を新10区とした。</li> </ul>	<p>千葉県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び2区に属する鎌倉市の区域と7区に属する津田市の区域を合わせて新7区とした。</li> <li>8区から杉並区の高円寺地域の一部、芳野、和泉地域の一部の区域(第2～4、11～19、22、63投票区)を除いた区域を新8区とした。</li> <li>9区から練馬区の概ね並自通りの区域(第7～17、24、26、27、29、31、62～65、70投票区)を除いた区域を新9区とした。</li> <li>10区及び12区に属する豊島区の区域と2区の文京区を合わせて新10区とした。</li> <li>11区から板橋区の概ね蓮根、弁慶、高島草地域センターの担当区域(第38～40、52～57、60、62投票区)を除いた区域を新11区とした。</li> <li>12区の北区、12区に属する板橋区の区域と11区の板橋区の概ね蓮根、弁慶、高島草地域センターの担当区域(第38～40、52～57、60、62投票区)を合わせて新12区とした。</li> <li>13区から足立区の東武スカイツリーライン、線七通り、尾竹橋通り西側の区域を除いた区域を新13区とした。</li> <li>14区の葛田区、16区の江戸川区の本庁管内の千葉街道、船堀街道、新大橋通り西側の区域、小松川事務所管内と17区に属する江戸川区の区域を合わせて新14区とした。</li> <li>16区から江戸川区の本庁管内の千葉街道、船堀街道、新大橋通り西側の区域、小松川事務所管内を除いた区域を新16区とした。</li> <li>17区の葛飾区をもって新17区とした。</li> <li>5区及び7区に属する目黒区の区域、3区に属する大田区の区域と4区の大田区の橋の木特別出張所管内の一部、久が原特別出張所管内の一部、矢口特別出張所管内の一部の区域(第6、8、67～70投票区)を合わせて新26区とした。</li> <li>7区及び10区に属する中野区の区域、7区に属する杉並区の区域と8区の杉並区の高円寺地域の一部、芳野、和泉地域の一部の区域(第2～4、11～19、22、63投票区)を合わせて新27区とした。</li> <li>9区の練馬区の概ね並自通り東側の区域(第7～17、24、26、27、29、31、62～65、70投票区)と10区に属する練馬区の区域を合わせて新28区とした。</li> <li>12区に属する足立区の区域、13区の足立区の黄武スカイツリーライン、線七通り、尾竹橋通り西側の区域と14区の荒川区を合わせて新29区とした。</li> </ul>	<p>東京都</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び10区に属する新宿区の区域と1区の子代田区を合わせて新1区とした。</li> <li>2区及び14区に属する台東区の区域と2区の中央区を合わせて新2区とした。</li> <li>3区及び7区に属する品川区の区域と3区の島根部(東京都大島支庁管内、東京都三宅支庁管内、東京都八丈支庁管内、東京都小笠原支庁管内)を合わせて新3区とした。</li> <li>4区から大田区の橋の木特別出張所管内の一部、久が原特別出張所管内の一部、矢口特別出張所管内の一部の区域(第6、8、67～70投票区)を除いた区域を新4区とした。</li> <li>5区に属する世田谷区の区域と6区の世田谷区の若林まちづくりセンター管内、上町まちづくりセンター管内の区域を合わせて新5区とした。</li> <li>6区から世田谷区の若林まちづくりセンター管内、上町まちづくりセンター管内の区域を新6区とした。</li> </ul>
--	---	--

<p>(東京都)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び2区に属する港区の区域と7区に属する豊島区を合わせて新7区とした。</li> <li>8区から杉並区の高円寺地域の一部、芳野、和泉地域の一部の区域(第2～4、11～19、22、63投票区)を除いた区域を新8区とした。</li> <li>9区から練馬区の概ね並自通りの区域(第7～17、24、26、27、29、31、62～65、70投票区)を除いた区域を新9区とした。</li> <li>10区及び12区に属する豊島区の区域と2区の文京区を合わせて新10区とした。</li> <li>11区から板橋区の概ね蓮根、弁慶、高島草地域センターの担当区域(第38～40、52～57、60、62投票区)を除いた区域を新11区とした。</li> <li>12区の北区、12区に属する板橋区の区域と11区の板橋区の概ね蓮根、弁慶、高島草地域センターの担当区域(第38～40、52～57、60、62投票区)を合わせて新12区とした。</li> <li>13区から足立区の東武スカイツリーライン、線七通り、尾竹橋通り西側の区域を除いた区域を新13区とした。</li> <li>14区の葛田区、16区の江戸川区の本庁管内の千葉街道、船堀街道、新大橋通り西側の区域、小松川事務所管内と17区に属する江戸川区の区域を合わせて新14区とした。</li> <li>16区から江戸川区の本庁管内の千葉街道、船堀街道、新大橋通り西側の区域、小松川事務所管内を除いた区域を新16区とした。</li> <li>17区の葛飾区をもって新17区とした。</li> <li>5区及び7区に属する目黒区の区域、3区に属する大田区の区域と4区の大田区の橋の木特別出張所管内の一部、久が原特別出張所管内の一部、矢口特別出張所管内の一部の区域(第6、8、67～70投票区)を合わせて新26区とした。</li> <li>7区及び10区に属する中野区の区域、7区に属する杉並区の区域と8区の杉並区の高円寺地域の一部、芳野、和泉地域の一部の区域(第2～4、11～19、22、63投票区)を合わせて新27区とした。</li> <li>9区の練馬区の概ね並自通り東側の区域(第7～17、24、26、27、29、31、62～65、70投票区)と10区に属する練馬区の区域を合わせて新28区とした。</li> <li>12区に属する足立区の区域、13区の足立区の黄武スカイツリーライン、線七通り、尾竹橋通り西側の区域と14区の荒川区を合わせて新29区とした。</li> </ul>	<p>東京都</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>18区の武蔵野市、小金井市と19区の西東京市を合わせて新18区とした。</li> <li>19区の小平市、国分寺市と21区の国立市を合わせて新19区とした。</li> <li>21区に属する八王子市の区域、21区の立川市、日野市と24区の小笠原市の概ね田代木料の区域(由木第一～三、由木第二～三、南大沢第一～八投票区)を除いた区域を新20区とした。</li> </ul>	<p>東京都</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び10区に属する新宿区の区域と1区の子代田区を合わせて新1区とした。</li> <li>2区及び14区に属する台東区の区域と2区の中央区を合わせて新2区とした。</li> <li>3区及び7区に属する品川区の区域と3区の島根部(東京都大島支庁管内、東京都三宅支庁管内、東京都八丈支庁管内、東京都小笠原支庁管内)を合わせて新3区とした。</li> <li>4区から大田区の橋の木特別出張所管内の一部、久が原特別出張所管内の一部、矢口特別出張所管内の一部の区域(第6、8、67～70投票区)を除いた区域を新4区とした。</li> <li>5区に属する世田谷区の区域と6区の世田谷区の若林まちづくりセンター管内、上町まちづくりセンター管内の区域を合わせて新5区とした。</li> <li>6区から世田谷区の若林まちづくりセンター管内、上町まちづくりセンター管内の区域を新6区とした。</li> </ul>
---	---	--

静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区から静岡市清水区の区域を除いた区域と4区に属する静岡市葵区の区域及び駿河区の区域を合わせて新1区とし、4区の残余の区域と1区に属する静岡市清水区の区域を合わせて新4区とした。</li> <li>8区と7区に属する浜松市中区の区域及び南区の区域を合わせて新8区とし、7区の残余の区域と3区に属する浜松市天竜区の区域を合わせて新7区とし、3区の残余の区域と2区に属する静岡市清水区の区域を合わせて新3区とし、2区の残余の区域を新2区とした。</li> <li>6区と5区に属する伊豆の国市の区域を合わせて新6区とし、5区の残余の区域を新5区とした。</li> <li>5区から北名古屋、西春日井郡を除いた区域を新5区とした。</li> <li>6区及び7区に属する瀬戸市の区域と6区の春日井市を合わせて新6区とし、7区の残余の区域を新7区とした。</li> <li>9区及び10区に属する一宮市の区域と10区の岩倉市を合わせて新10区とし、9区の残余の区域を新9区とした。</li> <li>11区と14区に属する豊田市の区域を合わせて新11区とし、14区の残余の区域を新14区とした。</li> <li>5区の北名古屋、西春日井郡、6区の大山市、小牧市と10区の江津市、丹羽郡を合わせて新16区とした。</li> <li>2区、4区に属する東近江市の区域と4区の近江八幡市、蒲生郡を合わせて新2区とした。</li> <li>3区と4区の甲賀市、湖南市を合わせて新3区とした。</li> <li>8区と9区の池田市を合わせて新8区とし、9区の残余の区域を新9区とした。</li> <li>5区と6区の川西市の西部地域(第3.4~3.7投票区)を合わせて新5区とし、6区の残余の区域を新6区とした。</li> <li>1区と2区、2区、岩出市を合わせて新1区とし、2区の残余の区域と3区を合わせて新2区とした。</li> <li>1区から出雲市の区域を除いた区域、2区に属する雲南市の区域と2区の松江郡岩船中央町の区域と3区の備前市、赤松市、和気郡を合わせて新1区とした。</li> <li>1区に属する岡山市南区の区域、3区に属する岡山市東区の区域と2区から岡山市北区の区域を除いた区域を合わせて新2区とした。</li> <li>3区の残余の区域と5区から倉敷市の区域、加賀郡言問中央町の区域を除いた区域を合わせて新3区とした。</li> <li>4区と5区に属する倉敷市の区域を合わせて新4区とした。</li> </ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>7区及び8区に属する名古屋市東区の区域と9区及び18区に属する川崎市宮前区の区域を合わせて新19区とした。</li> <li>5区の横浜市長谷区と13区の大和市、緑ヶ丘市を合わせて新13区とし、5区の残余の区域を新5区とした。</li> <li>14区及び16区に属する相模原市緑区の区域、14区の相模原市中央区と16区の荻野市を合わせて新14区とした。</li> <li>13区の高峯市と16区の厚木市、伊勢原市を合わせて新16区とした。</li> <li>15区の中郡二宮町と17区を合わせて新17区とし、15区の残余の区域を新15区とした。</li> <li>14区及び16区に属する相模原市南区の区域と13区及び16区に属する静岡市の区域を合わせて新20区とした。</li> <li>1区及び4区に属する新潟市東区の区域、中央区の区域及び江南区の区域と2区の佐渡市を合わせて新1区とした。</li> <li>1区、2区及び4区に属する新潟市南区の区域、1区及び2区に属する新潟市西区の区域、2区の新潟市西蒲区、燕市、西蒲原市と4区の新潟市、加茂市、南蒲原市を合わせて新2区とした。</li> <li>1区、3区及び4区に属する新潟市北区の区域、3区と4区の新潟市秋葉区を合わせて新3区とした。</li> <li>2区、4区及び5区に属する長岡市の区域、2区に属する新潟市、刈羽郡、4区に属する新潟市、5区に属する新潟市を合わせて新4区とした。</li> <li>5区に属する新潟市、蒲原郡と6区を合わせて新5区とした。</li> <li>1区及び3区に属する岐阜市の区域をもって新1区とし、3区の残余の区域を新3区とした。</li> </ul>
滋賀県	
大阪府	
兵庫県	
和歌山県	
島根県	
岡山県	

(東京都)	<ul style="list-style-type: none"> <li>を合わせて新21区とした。</li> <li>22区から稲城市の区域を除いた区域を新22区とした。</li> <li>23区の町田市をもって新23区とした。</li> <li>24区から八王子市の概ね旧由木町の区域(由木第一~三、由木第二~三、南大沢第一~八投票区)を除いた区域を新24区とした。</li> <li>18区から府中市、21区及び23区に属する多摩市の区域と21区及び22区に属する稲城市の区域を合わせて新30区とした。</li> <li>7区の新潟市海北区をもって新7区とした。</li> <li>8区の新潟市緑区、青葉区をもって新8区とした。</li> <li>9区の新潟市多摩区、麻生区をもって新9区とした。</li> <li>10区から川崎市中原区の区域を除いた区域を新10区とし、10区及び18区に属する川崎市中原区の区域と18区の新潟市高津区を合わせて新18区とした。</li> <li>7区及び8区に属する横浜市都筑区の区域と9区及び18区に属する川崎市宮前区の区域を合わせて新19区とした。</li> <li>5区の新潟市長谷区と13区の大和市、緑ヶ丘市を合わせて新13区とし、5区の残余の区域を新5区とした。</li> <li>14区及び16区に属する相模原市緑区の区域、14区の相模原市中央区と16区の荻野市を合わせて新14区とした。</li> <li>13区の高峯市と16区の厚木市、伊勢原市を合わせて新16区とした。</li> <li>15区の中郡二宮町と17区を合わせて新17区とし、15区の残余の区域を新15区とした。</li> <li>14区及び16区に属する相模原市南区の区域と13区及び16区に属する静岡市の区域を合わせて新20区とした。</li> <li>1区及び4区に属する新潟市東区の区域、中央区の区域及び江南区の区域と2区の佐渡市を合わせて新1区とした。</li> <li>1区、2区及び4区に属する新潟市南区の区域、1区及び2区に属する新潟市西区の区域、2区の新潟市西蒲区、燕市、西蒲原市と4区の新潟市、加茂市、南蒲原市を合わせて新2区とした。</li> <li>1区、3区及び4区に属する新潟市北区の区域、3区と4区の新潟市秋葉区を合わせて新3区とした。</li> <li>2区、4区及び5区に属する長岡市の区域、2区に属する新潟市、刈羽郡、4区に属する新潟市、5区に属する新潟市を合わせて新4区とした。</li> <li>5区に属する新潟市、蒲原郡と6区を合わせて新5区とした。</li> <li>1区及び3区に属する岐阜市の区域をもって新1区とし、3区の残余の区域を新3区とした。</li> </ul>
神奈川県	
新潟県	
岐阜県	

札幌市小選挙区別 令和2年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】

選挙区	令和2年 日本国民の人口	人口最少選挙区 との較差
北海道1区	523,133	1,212
北海道2区	542,597	1,986
北海道3区	527,337	1,925
北海道4区	479,779	1,740
北海道5区	507,605	1,853
北海道6区	473,570	1,751
北海道7区	522,562	1,666
北海道8区	411,214	1,591
北海道9区	442,594	1,515
北海道10区	373,615	1,181
北海道11区	370,729	1,207
北海道12区	332,719	1,212
北海道13区	5,129,293	1,421
青森1区	369,245	1,421
青森2区	448,456	1,527
青森3区	374,844	1,441
青森4区	322,576	1,272
岩手1区	346,422	1,272
岩手2区	418,851	1,529
岩手3区	418,359	1,593
岩手4区	405,796	1,455
岩手5区	322,543	1,119
秋田1区	376,458	1,119
秋田2区	387,627	1,026
秋田3区	361,439	1,321
秋田4区	355,851	1,319
山形1区	391,372	1,319
山形2区	367,186	1,340
山形3区	377,317	1,213
山形4区	1,650,878	1,590
福島1区	467,545	1,624
福島2区	515,644	1,882
福島3区	392,426	1,432
福島4区	448,270	1,540
茨城1区	1,820,294	1,829
茨城2区	495,619	1,829
茨城3区	354,299	1,829
茨城4区	451,442	1,628
茨城5区	311,358	1,138
茨城6区	275,585	1,020
茨城7区	554,023	1,949
茨城8区	382,703	1,327
栃木1区	2,320,159	1,816
栃木2区	497,451	1,816
栃木3区	296,523	1,025
栃木4区	278,740	1,017
栃木5区	412,540	1,524
栃木6区	405,481	1,480
栃木7区	1,825,228	1,469
群馬1区	404,370	1,469
群馬2区	398,246	1,420
群馬3区	379,462	1,325
群馬4区	345,519	1,272
群馬5区	366,963	1,327
群馬6区	1,865,618	1,313

選挙区	令和2年 日本国民の人口	人口最少選挙区 との較差
埼玉1区	451,337	1,617
埼玉2区	450,016	1,845
埼玉3区	447,740	1,653
埼玉4区	438,444	1,653
埼玉5区	455,151	1,667
埼玉6区	477,001	1,743
埼玉7区	458,523	1,674
埼玉8区	467,520	1,779
埼玉9区	458,627	1,712
埼玉10区	391,657	1,291
埼玉11区	376,611	1,440
埼玉12区	429,027	1,565
埼玉13区	431,117	1,674
埼玉14区	408,656	1,711
埼玉15区	434,646	1,581
千葉1区	7,183,226	1,849
千葉2区	505,546	1,342
千葉3区	367,570	1,342
千葉4区	392,555	1,432
千葉5区	473,871	1,729
千葉6区	458,296	1,775
千葉7区	452,719	1,762
千葉8区	346,576	1,258
千葉9区	418,596	1,528
千葉10区	404,425	1,464
千葉11区	404,257	1,476
千葉12区	428,422	1,804
千葉13区	458,472	1,725
千葉14区	406,663	1,776
千葉15区	5,142,325	1,409
東京1区	396,125	1,310
東京2区	558,963	1,597
東京3区	434,799	1,597
東京4区	429,162	1,824
東京5区	446,833	1,824
東京6区	475,467	1,735
東京7区	478,256	1,746
東京8区	461,015	1,683
東京9区	463,896	1,323
東京10区	476,528	1,862
東京11区	459,547	1,674
東京12区	437,722	1,594
東京13区	459,610	1,644
東京14区	457,009	1,669
東京15区	465,629	1,869
東京16区	470,401	1,717
東京17区	452,864	1,684
東京18区	473,978	1,723
東京19区	396,618	1,448
東京20区	469,500	1,767
東京21区	489,108	1,871
東京22区	514,227	1,871
東京23区	424,803	1,651
東京24区	452,623	1,651
東京25区	462,353	1,761
東京26区	507,398	1,852
東京27区	445,474	1,626
東京28区	370,583	1,353

選挙区	令和2年 日本国民の人口	人口最少選挙区 との較差
東京29区	415,400	1,510
東京30区	494,321	1,894
東京31区	13,594,223	1,816
神奈川1区	627,473	1,816
神奈川2区	562,029	1,832
神奈川3区	526,034	1,922
神奈川4区	373,429	1,391
神奈川5区	423,571	1,589
神奈川6区	445,215	1,625
神奈川7区	352,447	1,285
神奈川8区	426,082	1,774
神奈川9区	376,248	1,443
神奈川10区	395,106	1,409
神奈川11区	424,712	1,659
神奈川12区	479,128	1,749
神奈川13区	434,040	1,694
神奈川14区	476,138	1,739
神奈川15区	525,656	1,919
神奈川16区	449,778	1,662
神奈川17区	615,960	1,894
神奈川18区	428,086	1,732
神奈川19区	440,352	1,607
神奈川20区	505,445	1,490
神奈川21区	431,892	1,522
新潟1区	451,312	1,525
新潟2区	472,383	1,724
新潟3区	443,576	1,620
新潟4区	426,068	1,559
新潟5区	411,574	1,522
新潟6区	2,196,244	1,155
富山1区	316,569	1,035
富山2区	263,639	1,035
富山3区	419,341	1,621
富山4区	1,019,499	1,673
富山5区	458,456	1,407
富山6区	385,482	1,407
富山7区	274,902	1,000
富山8区	1,116,611	1,621
富山9区	443,998	1,621
富山10区	390,069	1,129
富山11区	153,067	1,814
富山12区	498,915	1,814
富山13区	299,066	1,022
富山14区	785,981	1,638
富山15区	426,740	1,638
富山16区	445,729	1,622
富山17区	449,149	1,622
富山18区	281,235	1,022
富山19区	328,390	1,129
富山20区	2,016,520	1,446
富山21区	366,985	1,215
富山22区	349,550	1,215
富山23区	494,467	1,738
富山24区	365,261	1,293
富山25区	316,550	1,155
富山26区	1,529,703	1,662
富山27区	458,299	1,662
富山28区	414,644	1,612
富山29区	446,333	1,622
富山30区	368,918	1,317

選挙区	変更内容
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区と4区の安芸郡府中町、福田町、坂町を合わせて新1区とした。</li> <li>2区から江田島市の区域を除いた区域を新2区とした。</li> <li>3区と4区の広島市安芸区を合わせて新3区とした。</li> <li>2区及び5区に属する江田島市の区域、4区及び5区に属する廣田島市の区域、4区の安芸郡府中町と5区の呉市、竹原市、豊田郡を合わせて新4区とした。</li> <li>4区及び5区に属する三原市の区域、5区に属する尾道市の区域と6区を合わせて新5区とした。</li> <li>7区は名称を6区に変更した。</li> </ul>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び3区に属する山口市の区域、1区の防府市と3区の宇部市を合わせて新1区とした。</li> <li>2区と1区に属する周南市の区域を合わせて新2区とした。</li> <li>3区の残余の区域と4区を合わせて新3区とした。</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び2区に属する松山市の区域をもって新1区とした。</li> <li>2区の今治市、越前町と3区を合わせて新2区とした。</li> <li>2区の東温市、伊予郡と4区を合わせて新3区とした。</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>4区と1区の福岡市東区の東部地域(多々良第一、多々良第二、八田、青葉第一、青葉第二投票区)を合わせて新4区とし、1区の残余の区域を新1区とした。</li> <li>1区及び2区に属する長崎市の区域をもって新1区とした。</li> <li>2区の残余の区域と3区の大村市、羽島市、糟谷市を合わせて新2区とした。</li> <li>3区の残余の区域と4区を合わせて新3区とした。</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び2区に属する長崎市の区域をもって新1区とした。</li> <li>2区の残余の区域と3区の大村市、羽島市、糟谷市を合わせて新2区とした。</li> <li>3区の残余の区域と4区を合わせて新3区とした。</li> </ul>

※ 上記以外の22府県の選挙区の区域は、変更しないこととした。

森鷗外小選挙区別 令和2年日本国民の人口及び人口最少選挙区との差差【改定案】人口数

選挙区	令和2年 日本国民の人口	令和2年 人口最少選挙区 との差差	選挙区	令和2年 人口最少選挙区 との差差	選挙区	令和2年 人口最少選挙区 との差差
1 福岡1区	541,654	1,999	埼玉1区	481,129	1,541	
2 福岡2区	547,406	1,706	埼玉2区	481,129	1,541	
3 福岡3区	548,107	1,923	埼玉3区	481,129	1,541	
4 福岡4区	543,482	1,664	埼玉4区	481,129	1,541	
5 福岡5区	548,481	1,901	埼玉5区	481,129	1,541	
6 福岡6区	549,581	1,980	埼玉6区	481,129	1,541	
7 福岡7区	549,098	1,888	埼玉7区	481,129	1,541	
8 福岡8区	549,053	1,943	埼玉8区	481,129	1,541	
9 福岡9区	549,394	1,933	埼玉9区	481,129	1,541	
10 福岡10区	549,519	1,924	埼玉10区	481,129	1,541	
11 福岡11区	549,033	1,919	埼玉11区	481,129	1,541	
12 福岡12区	549,033	1,919	埼玉12区	481,129	1,541	
13 福岡13区	549,033	1,919	埼玉13区	481,129	1,541	
14 福岡14区	549,033	1,919	埼玉14区	481,129	1,541	
15 福岡15区	549,033	1,919	埼玉15区	481,129	1,541	
16 福岡16区	549,033	1,919	埼玉16区	481,129	1,541	
17 福岡17区	549,033	1,919	埼玉17区	481,129	1,541	
18 福岡18区	549,033	1,919	埼玉18区	481,129	1,541	
19 福岡19区	549,033	1,919	埼玉19区	481,129	1,541	
20 福岡20区	549,033	1,919	埼玉20区	481,129	1,541	
21 福岡21区	549,033	1,919	埼玉21区	481,129	1,541	
22 福岡22区	549,033	1,919	埼玉22区	481,129	1,541	
23 福岡23区	549,033	1,919	埼玉23区	481,129	1,541	
24 福岡24区	549,033	1,919	埼玉24区	481,129	1,541	
25 福岡25区	549,033	1,919	埼玉25区	481,129	1,541	
26 福岡26区	549,033	1,919	埼玉26区	481,129	1,541	
27 福岡27区	549,033	1,919	埼玉27区	481,129	1,541	
28 福岡28区	549,033	1,919	埼玉28区	481,129	1,541	
29 福岡29区	549,033	1,919	埼玉29区	481,129	1,541	
30 福岡30区	549,033	1,919	埼玉30区	481,129	1,541	
31 福岡31区	549,033	1,919	埼玉31区	481,129	1,541	
32 福岡32区	549,033	1,919	埼玉32区	481,129	1,541	
33 福岡33区	549,033	1,919	埼玉33区	481,129	1,541	
34 福岡34区	549,033	1,919	埼玉34区	481,129	1,541	
35 福岡35区	549,033	1,919	埼玉35区	481,129	1,541	
36 福岡36区	549,033	1,919	埼玉36区	481,129	1,541	
37 福岡37区	549,033	1,919	埼玉37区	481,129	1,541	
38 福岡38区	549,033	1,919	埼玉38区	481,129	1,541	
39 福岡39区	549,033	1,919	埼玉39区	481,129	1,541	
40 福岡40区	549,033	1,919	埼玉40区	481,129	1,541	
41 福岡41区	549,033	1,919	埼玉41区	481,129	1,541	
42 福岡42区	549,033	1,919	埼玉42区	481,129	1,541	
43 福岡43区	549,033	1,919	埼玉43区	481,129	1,541	
44 福岡44区	549,033	1,919	埼玉44区	481,129	1,541	
45 福岡45区	549,033	1,919	埼玉45区	481,129	1,541	
46 福岡46区	549,033	1,919	埼玉46区	481,129	1,541	
47 福岡47区	549,033	1,919	埼玉47区	481,129	1,541	
48 福岡48区	549,033	1,919	埼玉48区	481,129	1,541	
49 福岡49区	549,033	1,919	埼玉49区	481,129	1,541	
50 福岡50区	549,033	1,919	埼玉50区	481,129	1,541	
51 福岡51区	549,033	1,919	埼玉51区	481,129	1,541	
52 福岡52区	549,033	1,919	埼玉52区	481,129	1,541	
53 福岡53区	549,033	1,919	埼玉53区	481,129	1,541	
54 福岡54区	549,033	1,919	埼玉54区	481,129	1,541	
55 福岡55区	549,033	1,919	埼玉55区	481,129	1,541	
56 福岡56区	549,033	1,919	埼玉56区	481,129	1,541	
57 福岡57区	549,033	1,919	埼玉57区	481,129	1,541	
58 福岡58区	549,033	1,919	埼玉58区	481,129	1,541	
59 福岡59区	549,033	1,919	埼玉59区	481,129	1,541	
60 福岡60区	549,033	1,919	埼玉60区	481,129	1,541	

選挙区	令和2年 人口最少選挙区 との差差	選挙区	令和2年 人口最少選挙区 との差差
福岡1区	549,581	福岡1区	481,129
福岡2区	549,581	福岡2区	481,129
福岡3区	549,581	福岡3区	481,129
福岡4区	549,581	福岡4区	481,129
福岡5区	549,581	福岡5区	481,129
福岡6区	549,581	福岡6区	481,129
福岡7区	549,581	福岡7区	481,129
福岡8区	549,581	福岡8区	481,129
福岡9区	549,581	福岡9区	481,129
福岡10区	549,581	福岡10区	481,129
福岡11区	549,581	福岡11区	481,129
福岡12区	549,581	福岡12区	481,129
福岡13区	549,581	福岡13区	481,129
福岡14区	549,581	福岡14区	481,129
福岡15区	549,581	福岡15区	481,129
福岡16区	549,581	福岡16区	481,129
福岡17区	549,581	福岡17区	481,129
福岡18区	549,581	福岡18区	481,129
福岡19区	549,581	福岡19区	481,129
福岡20区	549,581	福岡20区	481,129
福岡21区	549,581	福岡21区	481,129
福岡22区	549,581	福岡22区	481,129
福岡23区	549,581	福岡23区	481,129
福岡24区	549,581	福岡24区	481,129
福岡25区	549,581	福岡25区	481,129
福岡26区	549,581	福岡26区	481,129
福岡27区	549,581	福岡27区	481,129
福岡28区	549,581	福岡28区	481,129
福岡29区	549,581	福岡29区	481,129
福岡30区	549,581	福岡30区	481,129
福岡31区	549,581	福岡31区	481,129
福岡32区	549,581	福岡32区	481,129
福岡33区	549,581	福岡33区	481,129
福岡34区	549,581	福岡34区	481,129
福岡35区	549,581	福岡35区	481,129
福岡36区	549,581	福岡36区	481,129
福岡37区	549,581	福岡37区	481,129
福岡38区	549,581	福岡38区	481,129
福岡39区	549,581	福岡39区	481,129
福岡40区	549,581	福岡40区	481,129
福岡41区	549,581	福岡41区	481,129
福岡42区	549,581	福岡42区	481,129
福岡43区	549,581	福岡43区	481,129
福岡44区	549,581	福岡44区	481,129
福岡45区	549,581	福岡45区	481,129
福岡46区	549,581	福岡46区	481,129
福岡47区	549,581	福岡47区	481,129
福岡48区	549,581	福岡48区	481,129
福岡49区	549,581	福岡49区	481,129
福岡50区	549,581	福岡50区	481,129
福岡51区	549,581	福岡51区	481,129
福岡52区	549,581	福岡52区	481,129
福岡53区	549,581	福岡53区	481,129
福岡54区	549,581	福岡54区	481,129
福岡55区	549,581	福岡55区	481,129
福岡56区	549,581	福岡56区	481,129
福岡57区	549,581	福岡57区	481,129
福岡58区	549,581	福岡58区	481,129
福岡59区	549,581	福岡59区	481,129
福岡60区	549,581	福岡60区	481,129

※ 総人口数  
福岡2区  
1,999

※ 選挙区2倍以上となる  
選挙区の数: 0

衆議院小選挙区 都道府県別 令和2年日本国民の人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】

都道府県	令和2年 日本国民の人口	定数	議員1人当たり 人口
北海道	5,190,293	12	432,524
青森県	1,232,575	3	410,858
岩手県	1,203,597	3	401,199
宮城県	2,282,543	5	456,509
秋田県	985,851	3	318,617
山形県	1,060,878	3	353,626
福島県	1,820,284	4	455,071
茨城県	2,809,190	7	401,313
栃木県	1,895,788	5	379,148
群馬県	1,885,678	5	377,136
埼玉県	7,183,326	16	448,958
千葉県	6,142,303	14	438,736
東京都	13,564,222	30	452,141
神奈川県	9,041,802	20	452,090
新潟県	2,186,244	5	437,249
富山県	1,018,488	3	339,496
石川県	1,118,841	3	372,947
福井県	763,067	2	376,534
山梨県	795,981	2	397,991
長野県	2,016,520	5	403,304
岐阜県	1,923,763	5	385,953
静岡県	3,547,156	8	443,395
愛知県	7,311,046	16	456,940
三重県	1,725,533	4	431,383
滋賀県	1,384,906	3	461,635
京都府	2,525,545	6	420,911
大阪府	8,629,004	19	454,158
兵庫県	5,377,722	12	448,144
奈良県	1,312,968	3	437,656
和歌山県	916,555	2	458,278
鳥取県	549,097	2	274,549
徳島県	662,896	2	331,448
岡山県	1,863,316	4	465,829
広島県	2,751,969	6	458,662
山口県	1,327,681	3	442,560
徳島県	714,526	3	357,263
香川県	939,390	3	313,130
愛媛県	1,323,682	3	441,227
高知県	687,307	2	343,654
福岡県	5,068,515	11	460,774
佐賀県	805,592	2	402,791
長崎県	1,304,091	3	434,667
熊本県	1,723,710	4	430,928
大分県	1,118,684	3	371,228
宮崎県	1,063,102	3	354,367
鹿児島県	1,578,219	4	394,556
沖縄県	1,449,323	4	362,331
計	123,743,639	289	428,179

最大較差 1.697  
岡山県 465,829  
鳥取県 274,549

選挙区	選挙区人口	選挙区定数	選挙区議員1人当たり人口
181 山口3区	413,287	1	413,287
182 愛媛1区	413,212	1	413,212
183 新潟1区	411,574	1	411,574
184 北陸3区	411,214	1	411,214
185 北陸1区	409,081	1	409,081
186 北陸2区	407,140	1	407,140
187 富山1区	405,231	1	405,231
188 富山2区	405,199	1	405,199
189 福井1区	405,461	1	405,461
190 福井2区	405,461	1	405,461
191 千歳1区	403,257	1	403,257
192 佐賀1区	403,528	1	403,528
193 佐賀2区	403,528	1	403,528
194 熊本1区	402,370	1	402,370
195 熊本2区	401,974	1	401,974
196 大分1区	398,642	1	398,642
197 大分2区	398,631	1	398,631
198 大分3区	398,511	1	398,511
199 大分4区	398,511	1	398,511
200 大分5区	398,511	1	398,511
201 大分6区	398,511	1	398,511
202 大分7区	398,511	1	398,511
203 大分8区	398,511	1	398,511
204 大分9区	398,511	1	398,511
205 大分10区	398,511	1	398,511
206 大分11区	398,511	1	398,511
207 大分12区	398,511	1	398,511
208 大分13区	398,511	1	398,511
209 大分14区	398,511	1	398,511
210 大分15区	398,511	1	398,511
211 大分16区	398,511	1	398,511
212 大分17区	398,511	1	398,511
213 大分18区	398,511	1	398,511
214 大分19区	398,511	1	398,511
215 大分20区	398,511	1	398,511
216 大分21区	398,511	1	398,511
217 大分22区	398,511	1	398,511
218 大分23区	398,511	1	398,511
219 大分24区	398,511	1	398,511
220 大分25区	398,511	1	398,511
221 大分26区	398,511	1	398,511
222 大分27区	398,511	1	398,511
223 大分28区	398,511	1	398,511
224 大分29区	398,511	1	398,511
225 大分30区	398,511	1	398,511
226 大分31区	398,511	1	398,511
227 大分32区	398,511	1	398,511
228 大分33区	398,511	1	398,511
229 大分34区	398,511	1	398,511
230 大分35区	398,511	1	398,511
231 大分36区	398,511	1	398,511
232 大分37区	398,511	1	398,511
233 大分38区	398,511	1	398,511
234 大分39区	398,511	1	398,511
235 大分40区	398,511	1	398,511
236 大分41区	398,511	1	398,511
237 大分42区	398,511	1	398,511
238 大分43区	398,511	1	398,511
239 大分44区	398,511	1	398,511
240 大分45区	398,511	1	398,511
241 大分46区	398,511	1	398,511
242 大分47区	398,511	1	398,511
243 大分48区	398,511	1	398,511
244 大分49区	398,511	1	398,511
245 大分50区	398,511	1	398,511
246 大分51区	398,511	1	398,511
247 大分52区	398,511	1	398,511
248 大分53区	398,511	1	398,511
249 大分54区	398,511	1	398,511
250 大分55区	398,511	1	398,511
251 大分56区	398,511	1	398,511
252 大分57区	398,511	1	398,511
253 大分58区	398,511	1	398,511
254 大分59区	398,511	1	398,511
255 大分60区	398,511	1	398,511
256 大分61区	398,511	1	398,511
257 大分62区	398,511	1	398,511
258 大分63区	398,511	1	398,511
259 大分64区	398,511	1	398,511
260 大分65区	398,511	1	398,511
261 大分66区	398,511	1	398,511
262 大分67区	398,511	1	398,511
263 大分68区	398,511	1	398,511
264 大分69区	398,511	1	398,511
265 大分70区	398,511	1	398,511
266 大分71区	398,511	1	398,511
267 大分72区	398,511	1	398,511
268 大分73区	398,511	1	398,511
269 大分74区	398,511	1	398,511
270 大分75区	398,511	1	398,511
271 大分76区	398,511	1	398,511
272 大分77区	398,511	1	398,511
273 大分78区	398,511	1	398,511
274 大分79区	398,511	1	398,511
275 大分80区	398,511	1	398,511
276 大分81区	398,511	1	398,511
277 大分82区	398,511	1	398,511
278 大分83区	398,511	1	398,511
279 大分84区	398,511	1	398,511
280 大分85区	398,511	1	398,511
281 大分86区	398,511	1	398,511
282 大分87区	398,511	1	398,511
283 大分88区	398,511	1	398,511
284 大分89区	398,511	1	398,511
285 大分90区	398,511	1	398,511
286 大分91区	398,511	1	398,511
287 大分92区	398,511	1	398,511
288 大分93区	398,511	1	398,511
289 大分94区	398,511	1	398,511
290 大分95区	398,511	1	398,511
291 大分96区	398,511	1	398,511
292 大分97区	398,511	1	398,511
293 大分98区	398,511	1	398,511
294 大分99区	398,511	1	398,511
295 大分100区	398,511	1	398,511

※ 最大較差  
選挙区2区 = 1.099  
選挙区2区 = 0  
選挙区2区 = 0

衆議院小選挙区 都道府県別 令和2年日本国民の人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】人口順

都道府県	令和2年 日本国民の人口	定数	議員1人当たり 人口
岡山県	1,963,316	4	465,829
茨城県	1,394,906	3	461,635
福岡県	5,068,515	11	460,774
広島県	2,751,969	6	458,662
和歌山県	916,555	2	458,278
愛知県	7,311,046	16	456,940
宮城県	2,282,543	5	455,509
福岡県	1,820,284	4	455,071
大阪府	8,629,004	19	454,158
東京都	13,564,222	30	452,141
神奈川県	9,041,802	20	452,090
埼玉県	7,163,326	16	448,958
兵庫県	5,377,722	12	448,144
静岡県	3,547,156	8	443,395
山口県	1,327,681	3	442,560
愛媛県	1,323,682	3	441,227
千葉県	6,142,303	14	438,736
奈良県	1,312,968	3	437,656
新潟県	2,156,244	5	437,249
長崎県	1,304,901	3	434,667
北海道	5,190,293	12	432,524
三重県	1,225,533	4	431,383
熊本県	1,723,710	4	430,928
京都府	2,525,645	6	420,941
青森県	1,232,675	3	410,859
長野県	2,016,520	5	403,304
佐賀県	895,502	2	402,751
千葉県	2,899,190	7	401,313
岩手県	1,203,597	3	401,199
山梨県	795,961	2	397,991
鹿児島県	1,578,219	4	394,555
岐阜県	1,929,763	5	385,953
栃木県	1,895,798	5	379,148
群馬県	1,885,678	5	377,136
福井県	753,067	2	376,534
石川県	1,118,641	3	372,947
大分県	1,113,684	3	371,228
沖縄県	1,449,323	4	362,331
徳島県	714,526	2	357,263
宮崎県	1,063,102	3	354,367
山形県	1,660,878	3	353,626
高知県	687,307	2	343,654
富山県	1,018,488	3	339,496
鳥取県	662,896	2	331,448
秋田県	955,851	3	318,617
香川県	939,390	3	313,130
鳥取県	549,097	2	274,549
計	123,743,639	289	428,179

最大較差  
岡山県 465,829  
鳥取県 274,549

改定案における分割市区の選挙区別人口

市区名	人口	選挙区別人口	(参考) 改定前 選挙区別人口
札幌市白石区	210,741	北海道3区	210,741 (100.0%)
		北海道5区	18,997 (9.0%)
福岡市東区	312,930	福岡1区	280,457 (89.6%)
		福岡4区	32,473 (10.4%)
川口市	562,682	埼玉2区	450,016 (80.0%)
		埼玉3区	112,666 (20.0%)
		埼玉15区	16,230 (2.9%)
市川市	480,777	千葉4区	162,179 (33.7%)
		千葉5区	318,598 (66.3%)
		千葉6区	114,887 (23.9%)
松江市	625,992	千葉4区	311,492 (49.8%)
		千葉13区	79,701 (12.7%)
		千葉14区	314,500 (50.2%)
大田区	727,723	東京3区	170,192 (23.4%)
		東京4区	499,763 (68.7%)
		東京26区	227,940 (31.3%)

【分割の区域が変更される市区】

【参考：分府の区域に変更がない市区】

市区名	人口	選挙区	選挙区別人口
札幌市北区	285,553	北海道1区	1,680 (2.7%)
		北海道2区	273,273 (97.3%)
札幌市西区	216,085	北海道1区	134,619 (62.3%)
		北海道4区	81,466 (37.7%)
宇都宮市	310,754	栃木1区	466,981 (91.4%)
		栃木2区	43,773 (8.6%)
高崎市	357,896	群馬4区	283,239 (77.0%)
		群馬5区	84,657 (23.0%)
富山市	407,558	富山1区	316,509 (77.7%)
		富山2区	91,049 (22.3%)
長野市	369,666	長野1区	360,806 (94.9%)
		長野2区	18,861 (5.1%)
富士市	240,394	静岡4区	14,395 (6.0%)
		静岡5区	225,999 (94.0%)
四日市市	256,894	三重2区	83,604 (28.2%)
		三重3区	213,290 (71.8%)
姫路市	520,450	兵庫1区	477,367 (91.7%)
		兵庫2区	43,083 (8.3%)
西宮市	479,483	兵庫2区	42,345 (8.8%)
		兵庫7区	437,138 (91.2%)
奈良市	361,683	奈良1区	346,820 (96.0%)
		奈良2区	4,863 (1.4%)
高松市	413,919	香川1区	399,404 (91.8%)
		香川2区	75,515 (18.2%)
九州市	107,683	香川2区	27,002 (65.1%)
		香川3区	80,681 (74.9%)
高知市	395,052	高知1区	203,384 (62.0%)
		高知2区	121,668 (97.4%)
福岡市南区	260,154	福岡2区	230,500 (88.6%)
		福岡5区	29,654 (11.4%)
福岡市東区	131,709	福岡2区	115,505 (87.7%)
		福岡3区	16,204 (12.3%)
大分市	472,953	大分1区	461,379 (97.6%)
		大分2区	11,574 (2.4%)
鹿児島市	590,896	鹿児島1区	421,907 (71.4%)
		鹿児島2区	168,989 (28.6%)

注) 人口は、令和2年日本国勢の人口による。また、選挙区別人口が当該市区の人口に占める割合を( )で記載している。

市区名	人口	選挙区	選挙区別人口	(参考)改正前 選挙区別人口
世田谷区	921,300	東京5区	445,833 (48.4%)	364,238 (39.5%)
		東京6区	475,467 (51.6%)	557,062 (60.5%)
杉並区	577,001	東京7区	461,016 (79.9%)	13,326 (2.3%)
		東京8区	115,985 (20.1%)	563,675 (97.7%)
板橋区	561,434	東京11区	468,547 (81.7%)	548,147 (97.6%)
		東京12区	102,887 (18.3%)	13,287 (2.4%)
練馬区	734,479	東京9区	363,896 (48.5%)	567,470 (77.3%)
		東京10区	370,583 (50.5%)	167,009 (22.7%)
足立区	665,252	東京13区	450,510 (67.7%)	104,204 (15.7%)
		東京14区	214,742 (32.3%)	561,048 (84.3%)
江戸川区	666,092	東京16区	470,401 (70.6%)	195,691 (29.4%)
		東京17区	109,041 (16.4%)	557,051 (83.6%)
八王子市	567,565	東京21区	115,302 (20.3%)	15,244 (2.7%)
		東京24区	452,263 (79.7%)	552,321 (97.3%)
川西市	151,139	兵庫5区	49,591 (32.8%)	30,715 (20.3%)
		兵庫6区	101,548 (67.2%)	120,424 (79.7%)





令和4年6月16日  
衆議院議員選挙区画定審議会

## 都道府県知事意見について

都道府県	知事意見
北海道	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について 平成28年12月作成方針2(6)(ロ)に示されたとおり、北海道の選挙区の改定案の作成に当たっては、総合振興局又は振興局の区域を尊重していただきたい。</p> <p>① 選挙区の区割りについては、設置法の規定において、国勢調査の人口に基づき行うこととなっているところ。</p> <p>② 特になし。</p>
	<p>2. 現行の区割りについて 道内の選挙区では、いずれも令和2年国勢調査人口において較差2倍以上となっていない。</p>
	<p>3. その他 特になし。</p>
青森県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について 意見なし。</p>
	<p>2. 現行の区割りについて 平成29年に改定された本県の現行区割りについては、衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成6年法律第3号)第3条第1項の規定の趣旨に沿ったものであると受け止めている。 また、現行区割りで既に総選挙が2回行われたことなどを踏まえれば、本県有権者におおむね定着したものであると考えている。</p>
	<p>3. その他 今後、選挙制度の検討を行うに当たっては、地方の声が国政により反映されるような制度となるよう、引き続き議論をお願いしたい。</p>
岩手県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について 特に意見はない。</p>
	<p>2. 現行の区割りについて 特に意見はない。</p>
	<p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の改定は、一票の較差の是正を図るため、法令に基づき、人口比例の原則にのっとり見直しを行うものであると理解しているが、いわゆる地方選出の議員が減少することによって、過度に都会優先の政策が増えることが懸念される。 こうした懸念が解消されるような制度となるよう議論をお願いしたい。</li> <li>○ 区割りの改定に当たっては、関係自治体等の意見を十分に反映させるとともに、行政区域、地勢、交通、歴史などの地域の実情を考慮されるようご配慮願いたい。</li> </ul>
宮城県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について 意見なし</p>
	<p>2. 現行の区割りについて 本県において、仙台市太白区及び大崎市は一の市区の区域が複数の選挙区に分割されている状態にある。 このことは、地域の一体感醸成に大きな障害となっているほか、選挙事務の執行にも支障を来している。</p>
	<p>3. 区割り改定案の作成について 今回の改定においては、仙台市太白区及び大崎市の分割を解消するとともに、一の市区町村の</p>

	<p>区域を複数選挙区に新たに分割しないようお願いしたい。また、住民生活と密接な関わりを有している郡の区域や広域圏についても、分割がなされないよう御配慮をお願いしたい。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>東日本大震災から10年余が経つ現在においても本県は復興途上にあり、審議会におかれては、復興途上にある選挙区について配慮の上、適切な選挙区改定案を作成されるようお願いしたい。</p> <p>なお、人口減少と都市部への集中が進む状況にあつて、国全体の観点から、現在の区割り方式の妥当性について、御検討をいただきたい。</p>
秋田県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>選挙区の区割りは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第1項の規定に従い、直近の国勢調査の結果である令和2年日本国民の人口を用いて検討していただきたい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>現在の区割りは、地域的なまとまりに即しており、反対意見もなく、本県の住民感情にも合致したものであると考える。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>なし。</p>
山形県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>特に意見なし</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>本県の現行の区割りが規定（平成14年8月31日施行）されてからおよそ20年が経過し、県内の市町村長から変更すべきとの意見も無いことから、選挙人の間で安定したものとなっていると考えられる。</p> <p>また、本県の選挙区ごとの人口較差も約1.1倍（第2区 367,188 ÷ 第3区 332,317 = 1.10）であり、区割りを変更する状況にはないと考ええる。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>衆議院議員は「全国民の代表」（憲法第43条）であることは承知しているものの、我が国の危機的な課題である人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度の人口集中を是正するため地方創生の取組が全国的に進められている状況において、人口により単純に定数配分を見直し続けることは、地方選出議員を減少させることとなり、結果として地方の声が政府に届きにくくなる事態を招くことが懸念される。</p> <p>したがって、人口比のみに基づいて定数を見直すのではなく、人口の多寡にかかわらず地方の声が確実に国政に反映されるような仕組みにしていけることが重要であると考ええる。</p>
福島県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>○ 地域の歴史的沿革や地勢状況、経済圏域や生活圏域などの地域としての一体性を最大限に考慮するよう求める。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>○ 前回の区割り改定において、西白河郡の西郷村のみが第3区から第4区に編入されたが、地域の歴史的沿革や地勢状況、経済圏域や生活圏域などの地域としての一体性が考慮されていないことから、是正するよう求める。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>○ 本県は、地勢的に南北に走る阿武隈山地と奥羽山脈により、浜通り、中通り、会津地方に分かれ、それぞれの気候風土、伝統文化、経済圏や生活圏が全く異なるという特性を持っている。</p> <p>特に、現在の第4区の大部分を占める会津地方は、長い歴史の中で独自の風土や経済圏、生活・文化圏を形成し、現在も様々な地域課題に対し広域的に一体となって対応しており、会津地方の市町村は、第4区（会津地方）の分割に強く反対している。</p> <p>については、区割り改定案の作成に当たっては、「数合わせ」のための市や郡の分割は避けると</p>

	<p>ともに、地域の特性を十分に考慮のうえ、慎重に審議されるよう求める。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 福島県の特殊事情について</p> <p>当県では、東日本大震災に加え、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、現在でも約2万7千人の県民が県外に避難し、約7千人が県内の他市町村で避難生活を続けている。</p> <p>今後の避難指示の解除等により、本県の人口は、しばらくの間は不安定かつ流動的な状態である。</p> <p>人口の算定や区割りの改定にあたっては、本県の特殊事情について十分に考慮する必要がある。</p> <p>(2) 選挙制度について</p> <p>人口基準によって議員数や区割りを決める現在の制度においては、地方選出の議員数の減少が避けられないことから、地方の声を国政に反映させることを考慮する必要がある。</p>
茨城県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>区割りの改定案の作成方針を取りまとめるに当たっては、議員一人当たりの人口の均衡を図ることを第一としながらも、現在複数の選挙区に分割されている市から、次のような意見が提出されていることを踏まえ、分割の解消にも配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成の大合併以前の旧市町村を基本とした選挙区割りとなっていることが合併後の市の一体性の確保を図る上で阻害要因となっている。</li> <li>・ 選挙人に混乱を生じさせ、投開票事務においてミスを誘発する懸念がある。</li> <li>・ 市民から、「選挙区を一つにほしい」という要望が、選挙の都度数多く寄せられている。</li> </ul> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>1に記載したとおり。</p> <p>3. その他</p> <p>※ 記載なし</p>
栃木県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>区割りの改定案の作成方針については、関係市町などの意見を踏まえつつ、市町村合併の状況等、地域の実情に応じた合理的なものとなるよう御配慮願います。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>現行の区割りについては、関係市町などの意見を踏まえつつ、市町村合併の状況等、地域の実情に応じた合理的なものとなるよう御配慮願います。</p> <p>県内の市町からは、次のとおり意見がありました。</p> <p>【栃木市、下野市】</p> <p>現行の区割りについて、市町村合併により現在複数の選挙区に分割された状態となっている市区町村の区域については、一の選挙区に属するよう努めていただきたい。</p> <p>【矢板市】</p> <p>区割りの改定案の作成方針について、一部事務組合の区域についても、必要に応じてその検討基準としていただきたい。</p> <p>なお、栃木県議会からは、次のように国への意見書を提出しています(令和3年12月17日議決「衆議院小選挙区について市町村の区域に基づく区割りを求める意見書」)。</p> <p>衆議院小選挙区の区割りは、合併後の市町村の区域に基づき変更がなされていない状況が続いている。</p> <p>このような区割りは、合併後の地域住民を混乱させ一体感を損なうだけでなく、市町の意見が</p>

	<p>国政に反映されづらいことから、市町村の区域に基づく区割りに改めるよう強く要望する。</p> <p>3. その他 特段意見はございません。</p>
群馬県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について 今回検討されている内容を基に作成方針を策定することで、選挙区の分割解消につながることを期待している。</p> <p>2. 現行の区割りについて 本県では、平成の市町村合併後、高崎市、桐生市、太田市、渋川市及びみどり市の5市が、それぞれ2つの小選挙区に分割された状態となっている。これにより、市の一体感の阻害、選挙人の混乱、選挙事務の繁雑化などの弊害が生じていることから、該当各市からも、早期の分割解消が要望されている。 本県としても、今回の改定案に沿って、分割を解消する方向で区割りの改定を行うよう、強く要望する。</p> <p>3. その他 なし。</p>
埼玉県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について 地域の実情を熟知している市町村長などの意見を踏まえ、市区町村の区域、地勢、交通、歴史などの事情を考慮した合理的な改定案となる方針とするよう配慮いただきたい。 なお、市町村長などからは、市区町村の区域の分割はしないよう、また指定都市の行政区と他の市町村をまたいだ選挙区は必要最小限度の範囲に止めていただきたい等の意見がありました。</p> <p>2. 現行の区割りについて 地域の実情を熟知している市町村長などの意見を踏まえ、各選挙区の人口や衆議院議員総選挙当日有権者数の較差を是正するとともに、市区町村の区域の分割が解消されるよう配慮いただきたい。</p> <p>3. 区割り改定案の作成について 地域の実情を熟知している市町村長などの意見を踏まえ、市区町村の区域、地勢、交通、歴史などの事情を考慮した合理的な改定案となるよう配慮いただきたい。 なお、第1区のさいたま市長などからは、指定都市の行政区と他の市町村をまたいだ選挙区は必要最小限度の範囲に止めていただきたい、指定都市も基礎的自治体であり指定都市内の行政区の組合せにより選挙区を画定することが適当などの意見がありました。 第2区の川口市長からは、前回分割した地域の選挙区を移動することや市域を3つ以上の選挙区に分割することは行わないでいただきたいなどの意見がありました。 第3区の越谷市長からは、越谷市と草加市を市の単位で分割し、それぞれの市が近隣の市町と統合する形が望ましい、また、草加市長からは、八潮市、三郷市及び草加市3市で1つの選挙区とすることを要望するとの意見がありました。 また、市町村合併により既に市の区域が分割されている熊谷市長などからは、市区町村の区域の分割を解消いただきたいなどの意見がありました。</p> <p>4. その他 市区町村の区域が分割されていることにより有権者の便益や事務の負担等が生じているとの市町村長の意見を踏まえ、市区町村の区域の分割が解消されるよう配慮いただきたい。</p>
千葉県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について 衆議院議員の選挙区については、各選挙区の人口の均衡を図りつつ、行政区画や郡の区域の分割は可能な限り避け、現行の衆議院議員の選挙区を手がかりとし、飛び地にならないよう、地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して定められたい。 また、区割りについては、国勢調査における人口増加率も加味すべきであることから、第49</p>

	<p>回来議院議員総選挙の当日有権者数において較差2倍以上となっている状況なども総合的に考慮されたい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b>      行政区が2つの選挙区に分割されているので、分割の解消をお願いしたい。特に、地域的なつながりを有し、市町村合併したにもかかわらず分割されている区域については、特段の配慮をいただきたい。</p> <p>また、地勢、交通、歴史的沿革から一体性を有し、広域的な行政圏を構成している区域が複数の選挙区に分断され、経済圏等の異なる区域が同一の選挙区に属していることから、可能な限りこのような分断が生じないよう配慮をいただきたい。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b>      選挙区については、行政区画を分割せずに、地域の一体性を総合的に考慮して定めることが必要である。</p> <p>このため、選挙区を飛び地とすることはせず、地域的に結びつきの強い行政区画の組み合わせに十分配慮するとともに、歴史的な沿革から考えて従来からの郡の区域の一体性を十分考慮されたい。</p> <p>なお、本県は、設置法第3条第2項の規定により、小選挙区の数が増加することとなるが、1つの市区町村を3分割することは、有権者の混乱を招くこととなることから、分割は現行の区割りを限度とし、更なる選挙区の分割が生じないよう配慮されたい。</p> <p>また、国勢調査における人口増加率も加味すべきであることから、当日有権者数において較差2倍以上となっている状況なども総合的に考慮しながら、将来的な選挙区割りの安定性にも配慮されたい。</p> <p><b>4. その他</b>      ※ 記載なし</p>
東京都	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b>  <b>○東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、区部及び多摩地域の区域を尊重するものとする。</b>      大都市行政の一体性を成す特別区と多摩地区の市町村とでは、歴史的な形成過程や事務事業の権限、財政制度などが根本的に異なることから、区域を明確に分けることについての区市からの要望が多く、平成28年の作成方針2(6)(ハ)については、今次作成方針においても引き続き明記すること。</p> <p><b>○選挙区の境界変更及び区市町村の区域を分割する場合における当該区市町村の意見の反映</b>      選挙区の境界変更及び区市町村の区域の分割を検討するに当たっては、当該区市町村の地域事情に十分配慮し、地域コミュニティが分断されることのないよう、投票区や出張所管内、町会、地勢、河川、鉄道、幹線道路など、区市町村の意見を反映した策定を行うべきである。このため、新たな区割り案については、早期に関係区市町村に対し提示し、併せて意見聴取を行うべきであることから、「区割りの改定案についてきめ細かな情報提供を行うとともに、都道府県及び関係区市町村から意見聴取する機会を設け、その意見を踏まえて区割りの改定案を作成すること」を作成方針に明記すること。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b>  <b>○地域コミュニティの分断</b>      現行の選挙区は、区市町村の区域を分割する際に当該区市町村の意見が反映されず、町会が分断されて二つの選挙区にまたがるなど、地域コミュニティの一体性への配慮がなされていない区割りが散見される。区市町村の区域を分割せざるを得ない場合は、地域コミュニティが分断されることのないよう、都及び関係区市町村の意見を尊重すること。</p>

### 3. 区割り改定案の作成について

#### ○現在分割されている区市町村の区域を一つの選挙区に帰属させること

選挙区の改定にあたっては、区市町村の区域を分割しないことを基本とすること。なかでも人口が少ない区市町村（特に人口最少選挙区〈鳥取県第2区〉と同程度以下）については、一つの選挙区に帰属させるよう十分な配慮を行うこと。

#### ○複数の区市町村により構成される選挙区の改定について

複数の区市町村により構成される選挙区の改定は、平成28年の作成方針の原則にならない区市町村の分割は行わず、可能な限り構成区市町村を組み替えることによる選挙区の改定を行うべきである。具体的には、現在の東京都第7区、第10区、第21区のように、複数の区市町村の一部ずつを切り取り合区とすることは、地域コミュニティの分断につながるため行わず、構成区市町村を組み替えることによる選挙区の改定を行うべきである。特に市町村においては選管職員も少なく、分割された複数の選挙区の運営を合わせて行う体制の確保が困難であることから、人口最少選挙区の2倍を超える市を除き、分割は行わないこと。

#### ○都及び関係区市町村の意見の尊重について

区割りの改定案についてきめ細かな情報提供を行うとともに、都道府県及び関係区市町村から意見聴取する機会を設け、その意見を踏まえて区割りの改定案を作成すること。

区市町村の区域を分割せざるを得ない場合は、地域コミュニティが分断されることのないよう、都及び関係区市町村の意見を尊重すること。

#### ○区市町村の区域を3分割しないことについて

一つの区市町村の区域を3分割することは、大規模な区市においても有権者が居住する地域の一体性を更に分断することになり、有権者への周知の困難になることに加え、投票所入場券及び選挙公報の区分配布、期日前投票所の受付体制、開票所の3か所設置の必要性など人的・物的に課題が大きく、選挙の運営に支障をきたす。また、災害発生時の対応も困難になる。このため、区市町村の区域を3分割にしないこと。

### 4. その他

#### ○選挙区の改定に当たって

選挙区は、国家の意思を形成する重要な機関である国会の機能を担う国会議員を選出する基礎単位となる区域である。

したがって、選挙区の改定に当たっては、国民の多様な意思が国会へ反映できるよう、多角的な検討がなされることが重要であり、こうした観点に立って、法を含め制度のあり方について十分な検討・審議を行うべきである。

#### ○十分な周知期間の確保について

選挙区の区域が変更される区市町村においては、区割りの変更に合わせて投票区域の変更も伴うことが想定され、有権者の投票環境が大きく変更されることから、有権者への十分な周知が求められる。また、選挙関連システムの設定変更も必要となることから、改正法の公布から施行までの期間を十分に確保すべきである。

#### ○責任ある周知のあり方について

平成29年の区割り変更の際、国は区割り改定の対象となった自治体と十分な調整のないまま区割り改定の有権者向け広報を実施した。その結果、区割り改定の経緯や、区割りを改定することに対する苦情や問合せが関係区市に数多く寄せられた。そのため、区割り改定の周知に当たって

	<p>は、国が自ら問い合わせ窓口を設置するなど、その周知に対し責任ある対応を図るべきである。</p> <p>○きめ細かな情報提供について 国は、今後の作業スケジュールを明らかにし、適宜都道府県へ通知を行うなど、きめ細かな情報提供を行うこと。</p>
神奈川県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>○ 選挙区の改定に当たっては、有権者や候補者への影響を最小限に抑えるとともに、行政区域の一体性を確保する観点から、平成28年12月策定の「区割り改定案の作成方針」の2(3)及び2(5)のとおり、「選挙区の区域の異動は(略)必要最小限とする」こと及び「市(指定都市にあっては行政区)区町村の区域は、分割しないことを原則とする」ことを要望する。</p> <p>○ なお、区割りの改定を行うに当たっては直近の人口を反映することが望ましいため、第49回衆議院議員総選挙の当日有権者数も考慮に入れるべきと考える。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>○ 基礎自治体の一体性を損ないかねないこと、選挙事務の執行にも多大な影響を与えることから、市(指定都市にあっては行政区)の区域を分割する選挙区については解消することを要望する。</p> <p>○ なお、横浜市、相模原市及び座間市から、現状の市(指定都市にあっては行政区)の区域における分割(横浜市都筑区：第7区及び第8区、相模原市南区及び緑区：第14区及び第16区、座間市：第13区及び第16区)を解消してほしい旨の意見があったことを申し添える。</p> <p>3. 区割り改定案の作成について</p> <p>○ 令和2年日本国民の人口又は第49回衆議院議員総選挙の当日有権者数のいずれかで、人口最少選挙区の2倍以上となった第5区、第10区及び第13区～第16区について区割り改定を行うとともに、県全体で選挙区が2増加する方向で検討が必要と考える。</p> <p>○ その上で、有権者や候補者に与える影響は極力小さい方が望ましいため、区割り改定案の作成にあたっては次のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市(指定都市にあっては行政区)町村の区域は分割しないこと</li> <li>・ 新たな市(指定都市にあっては行政区)町村の区域の分割は行わないこと</li> <li>・ 衆議院議員選挙区画定審議会が策定する区割り基準に適合しない場合は、郡の区域を分割し町村の単位で区割りを行うことはやむを得ないこと</li> <li>・ 現在分割されている市(指定都市にあっては行政区)の区域は解消すること</li> <li>・ 選挙区の異動は必要最小限とすること</li> </ul> <p>○ なお、第13区を構成する大和市及び綾瀬市から、厚木基地を抱える自治体として長年にわたり連携を図り密接な関係を保っていることから、両市が異なる選挙区に属することがないようにしてほしい旨の意見があったことを申し添える。</p> <p>4. その他</p> <p>○ 国勢調査が実施される5年ごとに選挙区の区割り改定が行われると、有権者や候補者に多大な影響を与えることになるため、頻繁な見直しに繋がらないような区割り改定を行うことを要望する。</p>

新潟県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>3. 区割り改定案の作成について</p> <p>本県は、市町村合併が大きく進展した結果、複数の選挙区に分割された状態となっている市町村があります。このため、区割りの改定案については、以下の点等に十分配慮され、慎重に議論を尽くした上で作成されるよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市（指定都市は行政区）町村の区域は、分割しないことを原則としていただきたい。</li> <li>・ 地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮していただきたい。</li> </ul> <p>4. その他</p> <p>今回の改定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）第3条の規定の趣旨に沿ったものであり、受け止めざるを得ないと考えます。</p> <p>しかしながら、現行の定数配分方法では、人口減少が進む地方の定数が減少してしまい、地方の声が国政に届きにくくなることが懸念されます。</p> <p>こうしたことから、人口のみを基準とする現行制度について、見直していただくよう要望します。</p>
富山県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>特段意見はありません。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>特段意見はありません。</p> <p>3. その他</p> <p>本調査の回答にあたり、市町村長の意見を確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1票の格差を是正するために定数や区割りを見直すことは必要だが、人口減少が続く県の定数が減ることは明らかであり、地方の実情が国政に反映しにくい状況が生じることになる。これまでの歴史・文化、生活圏や経済圏などの地域性もあることから、それらの実情も踏まえた定数や区割りの改定をお願いしたい。</li> <li>・ 都市部と地方の人口格差が拡大し続ければ、地方の定数が減少し続けることが懸念される。県ごとに最低でも2程度の定数が確保されるよう検討をお願いしたい。</li> <li>・ 東京などの人口が多い都会の国会議員を増やさないで済むよう憲法を改正してほしい。</li> </ul> <p>等の意見がありました。</p> <p>1票の格差をできるだけ小さくすることは大切ですが、一方で、国政に地方の意見を反映させることも重要であることから、両者のバランスを考慮する必要があると考えます。国会議員の選挙区制度は、法律で定められる事項であり、今後とも国政の場等において、国民の幅広い意見や地方の声を十分に踏まえて議論いただくべきものと考えます。</p> <p>現行の制度では、人口減少が続く地方の定数が削減されることとなります。これを解決するためには、東京一極集中の是正が根本的に必要であり、我々地方としても努力しているところですが、国でも政策誘導をお願いします。</p>
石川県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>区割りの改定案の作成にあつては、地勢、交通などの地域の実情等を十分考慮されたい。また、区割りの設定における市区町村の区域の分割については、小選挙区選出議員の地域代表としての側面も踏まえ、慎重に検討されたい。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>現行の石川県の3選挙区は、それぞれ金沢、加賀、能登地域に分かれており、小選挙区制度発足以降の区域変更もなく、地域住民に定着している。</p> <p>3. その他</p> <p>特に無し</p>

福井県	1. 区割りの改定案の作成方針について 日常生活圏、市町の結びつき、距離等、地域の実情を十分に反映した選挙区割りとなるべきであります。
	2. 現行の区割りについて なし
	3. その他 なし
山梨県	1. 区割り改定案の作成方針について 意見なし
	2. 現行の区割りについて 現行の区割りとなった平成25年の区割り改定において、改定前は県内の選挙区の人口較差が低い水準でとどめられていたのに対し、区割り改定によって、かえって県内の選挙区の人口較差が拡大したのは誠に遺憾である(令和2年国勢調査においても、拡大された較差は解消されていない)。 山梨県第1区と第2区においては、平成25年の区割り改定以降、人口較差が拡大しており、推計すると、今後、人口較差が拡大する傾向にある。そのため、区割り改定により1票の較差が是正されるべきところ、山梨県内の選挙区の1票の較差は、むしろ拡大することとなる。 こうした点について、区割り改定を検討するにあたっては、地域の実情に配慮して柔軟な検討を求めたい。
	3. その他 本県に限らず、地方を代表する衆議院議員の定数が削減されることは、好ましいと考えない。 衆議院議員は、全国民の代表ではあるが、実態として、地域代表としての側面を併せ持っていることを踏まえれば、単に人口比率をもって地方の定数をこれ以上削減することは適当と考えない。
長野県	1. 区割り改定案の作成方針について 区割り改定案の作成方針においては、選挙区の人口を基本としつつも、永い歴史の中で結ばれてきた地域の社会的、文化的、経済的な一体性や広域的な行政圏の結びつきを最大限に配慮していただきたい。
	2. 現行の区割りについて ○ 現行の区割りを見直す場合も、1に記載の点について配慮していただきたい。  ○ なお、市町村から次のとおり意見があった。 ・ 生活圏や広域的な行政圏と異なる選挙区に区割りされている市町村からは、これらと選挙区を一致するよう求める意見。 ・ 合併により二つの選挙区に分割されている市からは、分割の解消を求める意見。
	3. その他 特段の意見はない。
岐阜県	1. 区割り改定案の作成方針について 意見はありません。
	2. 現行の区割りについて 現在の選挙区を基本としつつ、岐阜市の区域が、平成18年1月1日の合併を経た後も第1区(旧岐阜市)と第3区(旧柳津町)に分割されたままであるため、この分割を解消し、岐阜市の区域全てを第1区とされたい。
	3. その他 意見はありません。

静岡県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区割りの見直しに当たっては、市区町の区域の分割はしないでいただきたい。</li> <li>区割りに当たっては、その判断を画一的に行うのではなく、地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的社会的条件及び前回区割り改定（H14）以降の市町村合併により区域の分割が生じている経緯等を総合的に考慮していただきたい。</li> </ul> <p>2. 現行の区割りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市、富士市、御前崎市、伊豆の国市において、選挙区が分かれて存在している「分割区」を解消されるよう見直しを行っていただきたい。</li> <li>浜松市では、令和5年2月の条例改正を目途に行政区の区割りの見直しを議論していることを前提とし、以下の点が解消されるよう見直しを行っていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 天竜区の分割（第3区・第7区）の解消</li> <li>② 第7区及び第8区の境界線上で住居表示が実施される予定の地区が分割されないこと。</li> </ul> </li> </ul> <p>3. その他</p> <p>浜松市の行政区の区割りの見直しについては、その動向を可能な限り考慮していただきたい。</p>
愛知県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>妥当であり特段の意見なし。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>意見なし。</p> <p>3. 区割り改定案の作成について</p> <p>定数1増を伴う選挙区の大幅な見直しによって、県内1選挙区あたりの平均人口が487,403人から、改定後は456,940人となる見込みである。</p> <p>この度の改定が「必要最小限の範囲」の改定にとどまる場合には、2025年以降の国勢調査の結果で再び選挙区を大きく見直すことになりかねないことから、県民にとっては、中長期に渡って安定的な選挙区へと改定されることが望まれる。</p> <p>そのためには、できる限り市域の分割を解消したうえで、県内各選挙区の「人口の均衡」に配慮した改定案としていただきたい。</p> <p>また2倍を超える第7区のみならず他の人口の多い選挙区についても、道路、鉄道沿線の生活圏や自然的社会的条件など県内各地域の実情に十分御配慮の上、中長期に渡って安定的な選挙区となるよう区割り案の作成をお願いしたい。</p> <p>4. その他</p> <p>意見なし。</p>
三重県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口の均衡を図ることはもちろんのこと、現在の地域の実情からみて最適な区割りが可能となるよう、平成28年の「区割り改定案の作成方針」における2（6）の「行政区画に併せ、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする」の考え方を残すことを希望する。</li> </ul> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>今回、三重県では定数の増減、区割りの変更はないが、今後見直しがある場合、平成28年の「区割り改定案の作成方針」で示された原則どおり、市全域が同一小選挙区に統合できるような区割りが行えるよう希望する。</p> <p>3. その他</p> <p>意見なし。</p>

滋賀県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について お示しの作成方針について、特に意見はありません。</p>
	<p>2. 現行の区割りについて 選挙人の混乱を防止するとともに、投・開票事務の煩雑さを解消するため、東近江市における分割区（2区、4区）の解消をお願いします。</p>
	<p>3. 区割り改定案の作成について 本県の区割り改定案の作成に関しては、次のように考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県では、琵琶湖を中心として、生活圏や広域行政などの地域的なまとまり（大津地域、南部地域、甲賀地域、東近江地域、湖東地域、湖北地域および高島地域）が形成されていると考えられます。</li> <li>・ このような地勢等と選挙区間の人口の均衡を考慮すると、選挙区割りの考え方として、次の案が考えられます（平成14年区割り改定前の区割りと同じ）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新1区 滋賀県西部を中心とする地域（大津・湖西地域）</li> <li>新2区 滋賀県東部および北部を中心とする地域（東近江・湖東・湖北地域）</li> <li>新3区 滋賀県南部を中心とする地域（南部・甲賀地域）</li> </ul> </li> <li>・ 以上の点を踏まえつつ、お示しの作成方針に沿って、選挙区間の人口の均衡、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的な改定案の作成を行っていただくようお願いします。 なお、前記の区割りの考え方に従い、選挙区の人口バランスを踏まえ、区割り案の作成を具体的に行う場合、例えば次のような案が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新1区 ①大津市、①高島市 (令和2年人口：386,950人、令和7年推計人口：386,447人)</li> <li>新2区 ②彦根市、②長浜市、④近江八幡市、②・④東近江市、②米原市、④蒲生郡、②愛知郡、②犬上郡 (令和2年人口：520,167人、令和7年推計人口：506,592人)</li> <li>新3区 ③草津市、③守山市、③栗東市、④甲賀市、③野洲市、④湖南市 (令和2年人口：477,789人、令和7年推計人口：484,193人)</li> </ul> </li> </ul> <p>※ ○付き数字は、現行選挙区を示しています。</p> <p>なお、本案にかかる意見照会に際して、より人口バランスに配慮した区割り案を提案すべきとの意見があったことを申し添えます。</p>
	<p>4. その他 今回の区割り見直しにより、都市部選出の国会議員が増加し、地方選出の国会議員が減少することで、都市部の意見が相対的に大きくなる一方で、地方の意見が国政に届きにくくなり、過疎化、少子高齢化や人口減少といった課題の解決が遠のくことを強く懸念しています。この点については、知事意見書の作成に当たり、関係者に意見聴取を行う中でも、同様の意見が多く寄せられたところです。 このため、区割りの見直しの前提となる各都道府県の区域内の選挙区の数を配分するに当たっては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、抜本的な選挙制度改革を行っていただくようお願いします。</p>

	<p>(令和3年10月8日付けで可決された滋賀県議会意見書(別添)においても、同趣旨の内容が記載されており、加えて、県内9市3町の議会においても、同趣旨の意見書が採択されているところ。)</p> <p>なお、県内市等から、定数配分に当たり、人口以外の指標(面積等)も考慮すべきとの意見があったことを申し添えます。</p>
京都府	1. 区割り改定案の作成方針について 意見なし。
	2. 現行の区割りについて 意見なし。
	3. その他 意見なし。
大阪府	1. 区割り改定案の作成方針について 意見なし
	2. 現行の区割りについて 意見なし
	3. 区割り改定案の作成について 意見なし
	4. その他 意見なし
兵庫県	1. 区割り改定案の作成方針について 特に意見なし。 ①: 今次の区割りの改定案の作成にあたっては、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条の規定に基づき、令和2年国勢調査による日本国民の人口に基づく基準に適合する選挙区は対象外にするべきである。その他の基準(第49回衆議院議員選挙の当日有権者数等)も考慮することは、改定対象選挙区が不明瞭となるおそれがあり適当でない。 ②: 特に意見なし
	2. 現行の区割りについて 本県では、前回(平成29年)の区割り改定で、選挙区(兵庫第2区、5区、6区、7区)を見直したばかりであり、令和2年国勢調査(確定値)においても、本県における各選挙区の人口は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法に規定されている「改定案の作成の基準」の許容範囲内となっている。 過去2回の衆議院議員総選挙を経て、選挙人、候補者等に現行の選挙区が定着しつつあることも考慮すると、今回区割りの見直しを行うことは選挙人等の混乱を招くおそれが高く、関係市選挙管理委員会の事務負担も大きいことから、現行の区割りを変更する必要はないと考える。 ※ 総選挙当日有権者数が較差2倍以上となったことへの対応は1①に記載。
	3. その他 特に意見なし。
奈良県	1. 区割り改定案の作成方針について これまでの作成方針等について、意見はありません。
	2. 現行の区割りについて 意見はありません。
	3. その他 意見はありません。

和歌山県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>平成28年12月策定の区割り改定案の作成方針 2(5)において、市区町村の区域を原則分割しないこととし、例外的に分割する場合を列挙しているところであるが、その例外のうち、(へ)の基準について、括弧書き部分を削除し、以下案のとおりとすることが望ましい。</p> <p>(へ)の修正案</p> <p>1(2)に掲げる選挙区の改定において、当該県の人口最大の市の区域をもって又は当該市及び他の市町村の区域をもって選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができない場合</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>特になし。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>(案1)</p> <p>本県は、南北約106kmに及び、東部は山間地を占める地域となっており、公共交通機関は、和歌山市を起点として、県北部を東西に流れる紀の川及び県西部の海岸沿いに鉄道が走っている。</p> <p>また、本県の人口は、県全体の約4割を占める和歌山市を中心として、県北部が比較的多い。従業地・通学地においても、住所地以外の市町村に従業又は通学する者のうち約3割が和歌山市に移動しており、その過半数が県北部(紀の川沿岸市町)からとなっているなど、和歌山市と県北部との関係性が深い状況にある。</p> <p>加えて、本県の道路交通網においては、和歌山市を起点として、県南部に向けて、高速道路等が走り、観光、災害時等における重要な交通ネットワークが広がっており、和歌山市と県南部との関わりも強いところである。</p> <p>以上のことにより、本県における地域の一体性、日常生活等の実態を踏まえると、和歌山市を分割し、和歌山市北部を紀の川沿岸市町と、和歌山市南部をそれ以外の市町村とそれぞれ合わせ、新たな第1区及び第2区とすることが考えられる。</p> <p>【新 第1区】和歌山市の一部(①)、橋本市(②)、紀の川市(②)、岩出市(②)、かつらぎ町(②)、九度山町(②)、高野町(②)</p> <p>【新 第2区】和歌山市の一部(①)、海南市(②)、有田市(②)、御坊市(③)、田辺市(③)、新宮市(③)、紀美野町(②)、湯浅町(③)、広川町(③)、有田川町(③)、美浜町(③)、日高町(③)、由良町(③)、印南町(③)、みなべ町(③)、日高川町(③)、白浜町(③)、上富田町(③)、すさみ町(③)、那智勝浦町(③)、太地町(③)、古座川町(③)、北山村(③)、串本町(③)</p> <p>(市町村名の横の丸囲み数字は現行の区割りを示している。案2においても同じ。)</p> <p>(案2) これまでの区割りの改定案の作成方針において、区割り基準も示されていることから、案1が当該基準で適合せず認められない場合は、以下の案が考えられる。</p> <p>【新 第1区】和歌山市(①)、紀の川市(②)、岩出市(②)</p> <p>【新 第2区】海南市(②)、橋本市(②)、有田市(②)、御坊市(③)、田辺市(③)、新宮市(③)、紀美野町(②)、かつらぎ町(②)、九度山町(②)、高野町(②)、湯浅町(③)、広川町(③)、有田川町(③)、美浜町(③)、日高町(③)、由良町(③)、印南町(③)、みなべ町(③)、日高川町(③)、白浜町(③)、上富田町(③)、すさみ町(③)、那智勝浦町(③)、太地町(③)、古座川町(③)、北山村(③)、串本町(③)</p>
------	--

	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新第1区と新第2区との間の人口較差が小さい。</li> <li>・ 紀の川市及び岩出市は、2本の鉄道路線、複数の幹線道路によって和歌山市と結ばれた、和歌山市に接する地域であり、生活圏、交通条件等からみて、和歌山市と近い実態がある。</li> <li>・ 紀の川市及び岩出市は、平成の大合併以前は旧那賀郡を構成した地域であり、現在においても、厚生福祉、環境衛生及び消防の分野において、複数の一部事務組合を設け、広域的に共同して事務処理を行っているなど、行政区画、地勢、日常生活圏等から見て、地域の一体性を有している。</li> </ul> <hr/> <p>(3月25日付け追加意見)</p> <p>令和4年1月21日に提出した案1を取り下げる。したがって、本県の意見は案2のみである。</p> <p>本県の区域を2つの小選挙区に分割するのであれば、地勢、交通、人口動向その他の自然的社会的条件を考慮すると案1のように和歌山市を起点に県を南北に分割することが考えられるところであるが、この場合にはそれぞれの人口の均衡を図るために和歌山市を分割せざるを得ないことについて、市町村の意向を踏まえた上で県内の合意形成を図ることは困難である。また、市の区域を分割することは区割り改定案の作成方針の原則の一つに反することになる。このため、案1を取り下げる。</p> <p>なお、今回の改定作業は法律に基づいて行うものであり、その規定に従い対応せざるを得ないところであるが、本県の衆議院議員小選挙区数を2に減ずることは、県内において上記のような混乱を招くものであり、また、地域の代表が減ることによって、地方の声が十分に反映されなくなることが深く懸念されるものであることを付言する。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>具体の選挙区画定にあたっては、地域の実情・生活実態等を十分踏まえた上で、地域の一体性を損ねることがないように検討されたい。</p> <p>また、一票の較差を是正することは重要な課題ではあるものの、現行の制度上、人口に比例して機械的に配分すると、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなり地方の意見が国政に届きにくい状況が生じ、その結果、過疎化、少子高齢化や人口減少といった地方で顕在化する課題の解決は遠のき、国の将来に大きな影響を与えかねない。</p> <p>そのため、国政選挙においては、単純に人口比例による定数配分として、選挙区間の人口の均衡を図るのみならず、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、抜本的な制度の見直しを行っていただきたい。</p> <p>なお、和歌山県議会、和歌山県市長会及び和歌山県町村会から、同様の意見書が提出されている旨、また、県内の首長から、同様の意見が複数寄せられている旨申し添える。</p>
鳥取県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>今次の「区割り改定案の作成方針」の作成については、引き続き衆議院議員選挙区画定審議会設置法の規定を踏まえて行われる限り、特に意見はない。</p> <p>なお、改定案の作成に当たっては、改定の対象となる人口の過大な選挙区の区割りの見直しについて、行政区画をはじめ、地域の実情を踏まえたものとなるよう十分考慮していただきたい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>本県における第1区と第2区の人口の差は1,151人と、これまでの区割り改定時における較差よりもさらに縮小しており、市町村の区域を分割しない原則に立った上で、今次の改定において各選挙区間の人口を現状以上に均等化させることは困難である。</p> <p>なお、今後の区割り改定に当たっても、単に人口の均等のみで判断するのではなく、行政区画、地勢、交通その他の自然的社会的条件を踏まえたものとなるよう、特に配慮して行われたい。</p>

	<p>4. その他 特になし</p>
島根県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について 作成方針の策定にあたって取扱いを検討することとされている事項の②において、都道府県内で人口が最も多い選挙区と最も少ない選挙区の較差が拡大する場合は、市町村合併などによる市区町の分割を維持することがあり得るとする考えが示されている。 較差が拡大する場合であっても、分割の取扱いについては較差の規模が考慮される作成方針としていただきたい。</p> <p>2. 現行の区割りについて 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関して、 (1) 雲南市のうち現在2区となっている旧飯石郡の区域及び飯南町を1区へ編入 (2) 出雲市のうち現在1区となっている旧平田市の区域を2区へ編入 することが、以下の理由により適当であると考え。</p> <p>(1) 雲南市においては、平成16年11月の市町村合併の結果として、現在は1つの行政区画が1区と2区の2つの選挙区に分割された形となっているため、現在2区となっている旧飯石郡の区域を1区へ編入し、この分割を解消させることが望ましい。 また、旧飯石郡全体としての地域の一体性を保つ観点から、雲南市のうち現在2区となっている区域と合わせて、飯石郡飯南町を1区へ編入することが望ましい。</p> <p>(2) 出雲市においても、平成17年3月の市町村合併の結果として、現在は1つの行政区画が1区と2区の2つの選挙区に分割された形となっているため、現在1区となっている旧平田市の区域を2区へ編入し、この分割を解消させることが望ましい。</p> <p>なお、この見直しにより、1区と2区の間での人口の較差は若干拡大するものの、他の都道府県内において選挙区間で生じている較差と比べると、その較差は小さいものと考え。</p> <p>3. その他 その他に特段の意見は無い。</p>
岡山県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について 2. 現行の区割りについて 3. 区割り改定案の作成について 本県の区割り改定案の作成について、「人口最小の第5区を手がかりに、例えば、同区に隣接する選挙区と合区し、又は第5区の区域を分割してそれぞれ同区に隣接する選挙区に編入した上で、人口基準に適合するように、行政区画、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮してその他の選挙区と調整することが考えられる」とされているが、具体の選挙区画定に当たっては、人口が最も少ない選挙区を手がかりとすることに固守せず、各選挙区の人口の均衡を考慮するとともに、地域の実情、地勢、交通その他の自然的社会的条件にも十分配慮して、全県的な調整を慎重に検討されたい。 また、当県では、市町村合併等により複数の選挙区に分割されている市（倉敷市・真庭市）、行政区（岡山市北区・東区・南区）、町（吉備中央町）があるが、選挙区の改定に当たり、原則これは解消されるべきと考える。</p> <p>4. その他 大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組が喫緊の課題となっている中、本県の衆議院小選挙区選出議員の定数が5から4に削減される（なお、衆議院比例代表中国選挙区選出議員の定数も11から10に削減される）こととなっている。地方の議席が減少することにより地</p>

	<p>方の声が国政に反映されにくくなることについては反対である。この度の選挙区画の改定は一票の較差を是正することを目的としたものであることは承知しているが、引き続き地方の声が適切に反映されるような選挙制度の検討が必要だと考える。</p> <p>このことについては、県内全市町村長の総意であり、岡山県市長会、岡山県町村会からも、緊急要望が提出されているところである。</p>
<p>広島県</p>	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>区割りの改定案の作成方針については、市区町の区域は分割しないことを原則としていただきたい。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>現行の区割りについては、3つの選挙区に分割されている三原市から、市の区域が分割されたまま常態化することは、地域住民の一体感を損ない、街づくりの推進に大きな影響を及ぼしており、選挙の効率的かつ適正な執行にも支障をきたしている旨の意見があり、また、それ以外の市からも、市町の区域が分割された状態は課題があるとの意見がありました。</p> <p>政党（広島県内に支部を有する政党の県組織。以下同じ。）からは、市の区域が分割されている状態について、有権者数が選挙区において相対的に少なくなることから、自治体の意見が国政に反映されにくくなっている旨の意見や、分割状態を解消し、同一選挙区への帰属を求める声も一定数ある旨の意見がありました。</p> <p>3. 区割り改定案の作成について</p> <p>区割り改定案の作成に当たって、行政区画、地勢、交通事情その他の自然的社会的条件や、隣接する市町の歴史的なつながりも考慮し、地域の実情を踏まえた検討をしていただきたい。</p> <p>市町からは、複数の選挙区に分割されている市（三原市、尾道市、東広島市、江田島市）から分割が解消されることを要望する意見、新たに分割することがないように求める意見のほか、具体的な区割りについて次の趣旨の意見がありましたので、考慮していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島市…各行政区について、一つの行政区に複数の選挙区が存在する区割りとならないように考慮していただきたい。</li> <li>○ 呉市…中選挙区制・小選挙区制において現呉市の区域は同一の選挙区であることから、今後も呉市を分割することなく、同一の選挙区とすること。その上で、可能であれば、呉市と経済関係等の強い地域については同一選挙区とするよう配慮願いたい。</li> <li>○ 竹原市…第5区を構成する沿岸地域は、中選挙区制度の時代から同一の選挙区であり、歴史的つながりも深いため、区割りを決定する際には考慮いただきたい。</li> <li>○ 江田島市…本市の選挙区は、一つの選挙区で構成されるべき。また、その選挙区は、歴史、地勢、交通その他自然的社会的条件を考慮した際、強いつながりを持つ呉市と同一の選挙区であることが望ましい。</li> <li>○ 大崎上島町…消防業務や一般廃棄物の処理など、縁が深い東広島市及び竹原市と同一の選挙区であることが望ましい。</li> </ul> <p>政党からは、それぞれ次の趣旨の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第5区に隣接する選挙区を合区し人口基準に適合するように改定する必要がある。具体的には第2区の江田島市域、第4区の呉市と隣接する熊野町、坂町、海田町、府中町を合区したうえ区割りを改定すべきである。なお、今の5区域を分割することは、域内のつながりの強さ、商圈、交流圏、文化圏等踏まえると失当である。</li> <li>○ 現在、複数の選挙区に分割されている三原市、尾道市、東広島市、江田島市については、それぞれ1つの選挙区に帰属すべき。そのうえで従前の作業手順に沿って改定作業を進めていただきたい。</li> <li>○ 質問事項に記載されている作業手順、また他選挙区との調整が一般的に妥当と思われる。今後の議論を通じて、県民の理解・支持が得られる改定が望まれる。</li> </ul>

	<p>4. その他</p> <p>一票の較差を是正することは重要であると考えますが、一方で、今後、さらなる人口減少や大都市への一極集中が進めば、その結果、人口が少ない地方には議員定数が十分に割られないことになり、地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じると懸念します。</p> <p>国政に各地域の意見をしっかりと反映できるよう、人口が少ない地域における国会議員の定数は維持しつつ、人口が多い地域の定数を増やすことも含め、国民的な議論のもとで検討する必要があると考えます。</p> <p>市町からは、次の趣旨の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単純に人口割合で区域を決めた場合、地方の選挙区はさらに広い区域となり、都市部に偏重し、地方の政策や事業が停滞することが懸念される。人口割合だけでなく、地方の声を反映できるような何かしらの対策を要望する。</li> <li>○ 単純に人口のみを基準として選挙区数を減ずることは、地方の声を国に届けるという国政選挙の趣旨からも適当でないと考える。</li> <li>○ 前提として、広島県の小選挙区の数を減らすべきではないと考える。</li> <li>○ 現在、国が進めている地方創生を実現するためには、国から地方への支援は必要不可欠。それを鑑み、地方の現状を国政に反映させる国会議員が地方から減少すること自体が地方を衰退させることに繋がる恐れが大であると考え。国においては、地方の国会議員数が減少していく現制度の変更や、地方の声が広く汲み取れる仕組みづくりを検討していただきたい。</li> </ul> <p>政党からは、次の趣旨の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1票の較差を是正しつつ、地方の意見も反映するような選挙制度に変えていくということが本質と考える。人口の少ない選挙区を基準として定数を減らすことなく、都市部の選挙区を増やしていくことを考えるべきである。また面積要件を勘案して区割りの改定を行う必要もある。</li> <li>○ 小選挙区制度は、いわゆる「死票」が各小選挙区の半分にのぼるなど、多様な民意を正しく反映できない根本的な欠陥がある。この根本的な欠陥にまでさかのぼって、多様な意見を反映し、民主主義をつくる選挙制度にするよう議論しなおす必要がある。</li> <li>○ 小選挙区は廃止し、抜本的な見直しが必要である。県ごとの中選挙区制度か、全国一本又はブロック毎の比例区のみとする。人口のみでなく、例えば、居住区面積等の加除等他の要件が加味できないか。</li> </ul>
山口県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>区割りの改定案の作成方針については、設置法の趣旨を踏まえ、各選挙区の人口の均衡、行政区画、地勢、面積、交通その他の自然的社会的条件を総合的に勘案の上、地域の実情や有権者の声を最も適切に反映できるものとしていただきたい。</p> <p>①の取扱いについては、最高裁において、衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区割りに関し、「憲法上、議員一人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められている」と判示されていることは承知しているが、一方で、設置法は、都道府県への議席配分と選挙区の改定は、有権者数ではなく、人口基準により行うこととしているところであり、有権者数をも考慮することについて、設置法との整合性も含め、その理由を明示することが必要と考える。</p> <p>②の取扱いについては、地域の一体性の確保や有権者の混乱の回避という観点から、市町村は分割しないことが原則である。従って、人口基準に適合する限りは、まずは、分割を解消することを基本とすべきであると考え。</p>

	<p><b>2. 現行の区割りについて</b>  現行の区割りについては、山口市及び周南市において、市町村合併に伴い、旧行政区画により選挙区が分割されており、両市からもその解消を求める意見が提出されていることから、今回の改定に併せて分割の解消をお願いしたい。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b>  選挙区の数が減少することとなる県の区域内の選挙区の区割りを改定するに当たり、人口が最少の選挙区を手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成することについては、従前より行われている作業手順と理解しているが、改定案は、各選挙区の人口の均衡、行政区画、地勢、面積、交通その他の自然的社会的条件を総合的に勘案の上、地域の実情や有権者の声を最も適切に反映できるものとしていただきたい。</p> <p>また、現行の区割りでは、山口市及び周南市において、市の区域が分割された状態となっており、両市からもその解消を求める意見が提出されていることから、今回の改定に併せて分割の解消をお願いしたい。</p> <p><b>4. その他</b>  今回示された定数減は、最高裁判決及び衆議院議員選挙制度に関する調査会答申を踏まえて平成28年に改正された設置法に基づき、選挙区間における人口較差を是正するための措置として導入されたアダムズ方式により計算された結果に基づくものであることは承知している。</p> <p>一方で、国・地方が一体となって地方創生を推進していく上で、人口減少への対策が急務となっている地方における有権者の声を国政に届けることは極めて重要であり、県内市町からも、地域の声が国政に届きにくくなるなどとして、人口基準のみによる定数減に否定的な意見が多数寄せられたところである。</p> <p>国におかれては、こうした市町の反対意見を真摯に受け止め、今回の区割り改定にどのような姿勢で臨んでいかれるのか、改めてお示しいただきたい。</p>
徳島県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p><b>3. その他</b>  これまでの区割りの改定の際に策定された作成方針は、違憲状態にある一票の較差是正に向けた措置であることを鑑みれば、理解できる。</p> <p>本県の現行の区割りについては、市町村や郡を分割することなく、「地勢、交通その他の自然的社会的条件」について、本県の実情・生活実態を十分踏まえた上で設定されたものと認識しており、平成26年、平成29年そして令和3年と3回にわたり現行の区割りにて衆議院議員総選挙が執行されていることから、住民に定着していると思われる。</p> <p>しかしながら、現在のように単に人口規模のみにより選挙区の数を定めると、平成25年2月策定の区割り改定案の作成方針に基づき本県の選挙区の数が「一減」となったように、人口規模の小さい地方自治体においては、住民の意見が国に届きにくいという、民主政治の根幹に大きく影響を及ぼす懸念がある。また、大都市に多くの議席が配分された結果、国の代表である衆議院議員を選ぶ選挙人数が、地域の代表である地方議会議員を選ぶ選挙人数を下回る事例も生じており、選挙区の在り方として、人口規模のみの議席配分には限界もある。</p> <p>今回のコロナ禍を通じて、地方の持つ価値が改めて見直されており、「地方創生」や「新次元の分散型国土創出」の観点からも、区割り改定案の作成に当たっては、地方の実情を十分に踏まえた上で、住民の意見がしっかりと反映されるよう、十分ご議論いただきたい。</p>

	<p>なお、今次の区割り改定案の策定に当たり検討することとされている、複数の選挙区に分割された市町村を維持する考え方については、これまで策定された作成方針にあるように、市町村の区域は分割しないことを原則としつつ、真にやむを得ない場合に限る取扱いとしていただきたい。</p>
香川県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>これまでの作成方針は、いずれも衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定案の作成の基準を示した衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条の規定に沿った内容となっており、特段の意見はありません。</p> <p>今次の作成方針の策定にあたって取扱いを検討することとされている点に関する意見は次のとおりです。</p> <p>①について 特段の意見はありません。</p> <p>②について 下記2で述べるように、当該地域の一体性において問題がある場合もあると考えますが、各選挙区の人口の均衡を図ることからはやむを得ないものであると考えます。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>当県では、市町合併の結果、高松市（香川県第1区及び第2区）及び丸亀市（香川県第2区及び第3区）が複数の選挙区に分割された状態となっています。この点、合併から一定の期間が経過していることを踏まえると、当該市の一体性において問題があると考えますが、各選挙区の人口の均衡や、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮するとやむを得ないものであると考えます。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>特段の意見はありません。</p>
愛媛県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>人口較差の基準については、頻繁に選挙区の区域変更が繰り返されることのないよう、長期的な人口見込みを踏まえたものが望ましい。</p> <p>また、選挙区は、地域の代表者を選ぶ基礎となるものであることから、人口較差だけでなく、行政区画、地勢、交通、生活圏、面積その他の自然的社会的条件を十分考慮したものが望ましい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>本県では、現状において、選挙区が東予・中予・南予という生活・経済圏を分断し、かつ、松山市の区域を分割しており、地域の実情と合致した選挙区が設定できる制度となることを望む声は根強い。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>本県では、頻繁に選挙区の区域変更や市の分割が繰り返されることのないよう、長期的な人口見込みを考慮し、今回の見直し後の区割りが長期に安定したものとする観点からは、松山市の分割も避けられない一方で、松山市を始め、行政区の分割はすべきではないという強い要望がある。</p> <p>具体の選挙区画定に当たっては、これまでの区割りの変遷や地域の一体性などの観点から地元自治体に根強い懸念があり、地域の実情を踏まえ、地勢、交通、面積、東予・中予・南予という生活圏その他の自然的社会的条件や長期に渡る安定性を総合的に考慮して、慎重に検討されたい。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>一票の較差是正のため頻繁に選挙区の区域変更が繰り返されることにより、候補者と地域の関係がその都度変更されることになるとともに、地域の一体性を加味せず実情を捨象した区割りとなってしまう。その結果、同じく憲法上の要請である民主主義が果たされない歪な状況にもなりかねず、これは、決して望ましいことではない。</p> <p>衆議院議員の選挙制度については、定数削減を早急に検討するとともに、投票価値の平等を小選挙区と比例代表を合わせた全体で考えるなど、現行制度に対する様々な指摘を踏まえて抜本的</p>

	な見直しを検討することが必要である。
高知県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>平成 25 年改定時に、本県の意見も踏まえて市区町村の分割に関する区割り基準が策定されたものと認識しています。</p> <p>この基準に沿って、本県の選挙区は高知市を分割したうえで、本県を東西に分割する形での選挙区を形成しており、以降 3 回の選挙が実施されています。</p> <p>今次の改定では本県の選挙区数の変更がない状態であり、区割りを変えることは、選挙人に混乱を招くおそれがあることを踏まえると「現行区割りの維持が適当」と考えます。</p> <p>なお、現在分割の対象となっている高知市も「単一の選挙区である方が望ましいが、多くの議論を経て定められた現存制度を尊重すべき」との意見です。</p> <p>また、今次の策定方針で検討されている 1①及び②については、特段の意見はありません。</p> <p>3. その他</p> <p>今後行われるであろう抜本的な選挙制度改革の際には、単なる選挙区間の人口の均衡を図ることだけにとどまるのではなく、今後のさらなる人口減少や高齢化などから生じるであろう様々な問題に取り組んでいる本県のような地域の切実な声が、国政に十分届けられる制度とする必要があると考えます。</p> <p>市町村への意見照会においても、複数団体から同様の意見が寄せられています。</p>
福岡県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>妥当と考える。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>特になし。</p> <p>3. 区割り改定案の作成について</p> <p>市区町村の区域の一部を他の選挙区に移すことについては、市区町村内で国政に対する地域の代表を選ぶ区域が分断され、市区町村の一体感が失われたり、当該区域の声が国政に届きにくくなったりするなどの問題が考えられることから、本来は望ましくないものであると考える。</p> <p>また、改定における具体の区割りに当たっては、関係地方公共団体の意見を聴き、地域の一体性を極力確保するため、生活圏、地勢等の自然的社会的条件を総合的に考慮して、できるだけ無理のないものとなるよう要望する。</p> <p>4. その他</p> <p>特になし。</p>
佐賀県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>※ 記載なし</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>※ 記載なし</p> <p>3. その他</p> <p>衆議院議員の定数を人口で割り振る現行制度では、都市部の議員が増え続ける。国家の方向性や行く末を、人口の多い都市部から選出された議員だけで決めていくことを危惧している。</p>

<p>長崎県</p>	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>○ ②（分割市区町における分割の維持）について、県全体で新たな区割りを検討する県（選挙区数が増える県）においては、人口の均衡を目指すことを原則とすべきと考えます。</p> <p>○ そのような中において、まずは、現行における市区町の区域の分割解消を優先して図るべきと考えます。</p>
	<p>2. 現行の区割りについて</p> <p>○ 長崎市及び佐世保市から、「選挙人から分割解消を求める声が寄せられているとともに、投・開票事務が2選挙区分になることにより選挙管理執行上の大きな負担となっていることから、今回の区割り改定において確実な分割解消を求める」旨の意見を頂いております。</p> <p>○ また、本回答を行うにあたり、県内全市町長はじめ関係者に意見を求めた（以下「意見照会」という。）ところ、長崎市及び佐世保市の分割解消を求める意見が幅広くあがっております。</p> <p>○ 本県としても、両市における分割を重要な課題であると認識しており、今回の区割り改定における分割の解消を求めます。</p>
	<p>3. 区割り改定案の作成について</p> <p>○ 現在分割が生じている長崎市及び佐世保市の分割を解消するとともに、新たな分割を行わないことを求めます。</p> <p>○ 県内における市町の配置、人口等から勘案し、新1区（県南地区）は長崎市を、新2区（県中央地区）は諫早市及び大村市を、新3区（県北地区）は佐世保市を中心とし、政治活動を行う地理的範囲等に極端な差が生じないように、また人口動態に配慮した区割りとすべきと考えます。</p> <p>○ 本県は国策上非常に重要な役割を担っている離島を数多く抱える全国一の離島県であり、国益や離島固有の課題解決のためにも、各離島の行政・住民の声を国政に反映できるような区割りにすべきであります。また、離島と本土との選挙区域は、地域との経済、生活及び交通等の関連性や地勢、歴史的沿革、その他自然的社会的条件を総合的に考慮して、離島施策が推進できるよう区割りを行うべきであると考えます。</p> <p>○ なお、意見照会において次のような意見があったことを申し添えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島地域の住民の政治に対する関心、期待度の高さ、そして、政治の力で離島の振興を強く願う気持ちは大きく、国としての安全保障に繋がる地域の維持、即ち、離島の声を国政に反映する方策は、人口数だけでは評価できない課題であり、政治の力が必要不可欠である。</li> <li>・ 離島地域の区割りに関しては、地勢、交通、人口動態などを考慮し、本土地域との区割りを検討いただきたい。</li> <li>・ これまでの作成方針において、「地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする等」の記載はあるものの、離島の特殊条件を考慮したのか、今回も如何に配慮されるのかが不明である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2区に含まれる長崎市の一部と第3区の佐世保市南部の市町の分割、加えて、東彼杵郡についても、これまでの広域圏的な行政の流れや生活圏、経済圏などを考慮すべきと考える。</li> </ul>
	<p>4. その他</p> <p>○ 今回のアダムズ方式による区割り改定（10増10減）によって、主に地方の選挙区数が減少することになるが、アフターコロナ等を踏まえた地方創生の時代にあつて、地方の声を確実に国政に届けるためにも、人口の増減のみで国会議員の数を決めるのではなく、地方の議員が一定数確保されるような仕組みが望まれる旨の意見が多数寄せられております。</p>
熊本県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>県内市町村からも、人口比例に基づき地方選出の国会議員が減少することにより、地方の声が国政に届きにくくなることを懸念する意見が出されています。</p> <p>単に人口基準による議論とならないよう、区割り改定が見込まれる地方公共団体の意見を十分に踏まえ、慎重に審議がなされることを希望します。</p> <p>民主主義の根幹である選挙制度は、地方を含めた国民に信頼されるものでなければなりませんと考えます。どのような選挙制度が良いのか、地方の声にもしっかりと耳を傾けながら、国民に見える形で、丁寧に議論が進められることを希望します。</p>
	<p>2. 現行の区割りについて</p> <p>特段の意見はありません。</p>
	<p>3. その他</p> <p>※ 記載なし</p>
大分県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>市町村、郡の区域を新たに分割することは、地域の分断を生むこととなるため極力避けることが望ましいが、やむを得ず市町村、郡の区域を分割する場合は、昭和・平成の合併前の旧市町村の区域や現行の支所・出張所の区域など、行政区域を特に考慮することとし、かつ分割は最小限にとどめることとしていただきたい。</p>
	<p>2. 現行の区割りについて</p> <p>大分県の衆議院小選挙区は、平成14年の区割り改定により現行の第1区から第3区となり、平成17年から平成18年にかけて行われた市町村合併の後も、区割りが維持されている。現行の区割りとなつてから、第43回から第49回まで7回の衆議院議員総選挙が行われており、現行区割りは県民に定着していると考えている。</p> <p>第1区と第2区との間で一定程度の県内較差（1.533倍）はあるものの、投票価値の平等の観点で許容される範囲内であると考えているため、現行区割りを維持していただきたい。</p>
	<p>3. その他</p> <p>今後も、国会、政府において、地方の声を十分に国政に反映できるような選挙制度となるよう不断の議論が必要であると考えている。</p>
宮崎県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>衆議院小選挙区選出議員の選挙は、県勢の発展を図る意味でも大変重要な選挙ですので、地域の実情が十分考慮され、また多様な地方の意見がしっかりと国政に反映できるような選挙区割りとなることが望ましいと考えております。</p>
	<p>2. 現行の区割りについて</p> <p>本県では小選挙区導入当時から区割りの改定がなく、県民にも定着していることから、現行の区割りについて、特に意見はありません。</p>
	<p>3. その他</p> <p>特に意見はありません。</p>

鹿児島県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>区割りの改定案の作成方針については、特に意見はありませんが、次のことを考慮の上、区割りしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村及び郡の区域は、原則として分割しないこと。</li> <li>・ 選挙区には、飛地を設けないこと。</li> <li>・ 地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すること。</li> </ul> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>当県は、広大な県土や数多くの離島を有し、また、鹿児島市が当県総人口の約3分の1を占めている等の事情があるので、具体的な区割りについては、鹿児島市の区域の分割、奄美群島が属する選挙区等に関して様々な意見がある。</p> <p>このことも十分認識の上、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮し、大方の県民の理解が得られるような区割りとしていただきたい。</p> <p>3. その他</p> <p>特になし</p>
沖縄県	<p>1. 区割り改定案の作成方針について</p> <p>各選挙区の人口の均衡を図り、かつ、選挙区が飛地とならないようにするとともに、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して決定するよう要望いたします。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>特に意見はありません。</p> <p>3. その他</p> <p>特に意見はありません。</p>